鴻巣市地域防災計画

第３編　風水害対策編

第３編　風水害対策編

目　　次

第３編　風水害対策編 127
第１章　応急体制 127
第１節　市の活動体制 127
第２節　災害救助法の適用 136
第３節　応援要請の実施 140
第４節　要員確保 147
第５節　自衛隊災害派遣要請 148

第２章　情報の収集・伝達・広報体制 151
第１節　災害情報の収集・伝達 151
第２節　注意報及び警報伝達 161
第３節　災害広報・広聴活動 168

第３章　市民の生命の安全確保 171
第１節　水防活動 171
第２節　土砂災害防止計画 174
第３節　避難対策 175
第４節　要配慮者の安全確保対策 184
第５節　救急・救助、医療救護活動 188
第６節　交通対策 195
第７節　緊急輸送 198

第４章　市民生活の安定確保の活動 200
第１節　飲料水・食料・生活必需品の供給 200
第２節　環境衛生 206
第３節　遺体の捜索、処理及び埋・火葬 208
第４節　障害物除去 211
第５節　動物愛護 213
第６節　応急住宅対策 214
第７節　文教対策 218
第８節　農地・農業の応急対策 222

第５章　大規模水害対策 223
第１節 大規模水害に係る被害想定 223

第３編　風水害対策編

第１章　応急体制

市は、市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、自主防災組織、市民、関係機関の協力を得て、市の組織及び機能のすべてをあげて、以下に掲げる応急対策により市民の安全な生活を確保する。

第１節　市の活動体制

市内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるときは、市は、災害応急対策を迅速かつ強力に推進するため、法令及び防災計画並びに防災に関する計画に定める災害対策本部等の組織（以下「災害応急対策組織」という。）に必要な職員を動員配備して、その活動体制に万全を期する。

第１　初動の体制

１　配備基準

配備区分に合わせ、３段階の配備体制で応急活動を実施する。

全課

配備区分	配備基準	人員
警戒体制 （風水害等災害対策室設置）	【風水害等】 ・気象注意報･警報が発表され、被害が発生するおそれがある場合又は軽微な被害が発生した場合 ・その他風水害等災害対策室長が必要と認めた場合	「風水害等災害対策室実施要綱」に基づき、風水害等災害対策室長が当番班の職員に対し出動を指示
緊急体制 （緊急対策本部設置 緊急対策本部長：市長）	【風水害等】 ・気象警報が発表され、警戒体制では対応しきれない被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合 ・高齢者等避難を発令する場合 ・その他緊急対策本部長が必要と認めた場合	各班とも必要な人員 （各班 1/2 程度） 緊急対策本部長が出動を指示
非常体制 （災害対策本部設置 災害対策本部長：市長）	【風水害等】 ・気象警報が発表され、相当な被害が発生した場合又は発生するおそれのある場合 ・気象等に関する特別警報が発表された場合 ・避難指示等を発令する場合 ・荒川や利根川等の堤防の破堤のおそれがある場合 ・その他災害対策本部長が必要と認めた場合	全職員 災害対策本部長が出動を指示

※ 人員は災害の状況により、適時増員・減員を行う。
※ 人員は避難所担当職員は除く。

２　配備体制

全課

（１）警戒体制

①　設置の基準及び手続

市を含む地域に、気象注意報･警報が発表され、被害が発生するおそれがある場合又は軽微な被害が発生した場合などに、風水害等災害対策室長（危機管理監）が市長の了解を得て、必要な職員に出動を指示する。

体制内容	職員の動員	活動
・風水害等災害対策室長 （危機管理監）	・「風水害等災害対策室実施要綱」に基づく当番班の職員。ただし、被害の発生拡大に応じ必要な職員を動員	・被害情報の収集及び連絡活動

②　風水害等災害対策室の任務

警戒体制をとった場合は、主として気象情報等の収集、連絡活動を行い、応急対策に必要な連絡調整に努める。

③　風水害等災害対策室の組織

「風水害等災害対策室実施要綱」に基づく当番班の職員による体制とする。

④　解除・移行の基準

風水害等災害対策室長は、次の基準に達した場合は、警戒体制を解除または移行する。

ア　警戒体制の原因となる気象予報が解除され、予測した被害が発生するおそれが解消したと認めるとき、又は発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるときは、警戒体制を解除する。

イ　大雨、洪水、暴風の各警報の一つ以上が発表され、災害が発生し、警戒体制から緊急体制又は非常体制への移行が必要となったときは、警戒体制を解除して、緊急体制（緊急対策本部）又は非常体制（災害対策本部）の配備へ移行する。

（２）緊急体制

① 設置の基準及び手続

全課

気象警報が発表され、警戒体制では対応しきれない被害が発生するおそれがある場合又は発生した場合などには、あらかじめ指定された職員が出動し、緊急対策本部長（市長）が緊急体制の配備を発令する。

動員発令者	職員の動員	活動内容
・緊急対策本部長（市長）	・緊急対策副本部長（副市長・教育長） ・緊急対策本部員 （市長政策室長、総務部長、財務部長、市民生活部長、こども未来部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、上下水道部長、危機管理監、吹上支所長、川里支所長、会計管理者、教育部長、議会事務局長） ・各班とも必要な人員 1/2 程度	・地域防災計画で定める班編成により、班の事務分掌に基づき、災害予防及び災害応急対策を実施 ※災害の程度により、災害対策本部の活動を準用し、災害対策本部の移行に備えた準備を開始する。

② 緊急対策本部の活動

緊急体制をとった場合は、危険区域等に対する巡視警戒活動を行い、情報収集、連絡活動、災害予防及び必要な災害応急対策を実施するとともに、事態の推移に伴い速やかに災害対策本部を設置できる体制を整える。

ア　巡視警戒活動による情報収集	オ　避難所の開設・運営
イ　気象情報、河川水位情報の収集	カ　広報活動の準備
ウ　被害情報の収集	キ　被害状況の取りまとめ及び発表・報告
エ　高齢者等避難の発令検討	ク　連絡調整

③ 協議事項

緊急対策本部は以下の事項に関する協議を行い、関係する各課に対し必要な指示を行う。

・市内の被害状況のまとめ（支所からの報告を含む）
・高齢者等避難の発令
・高齢者等避難の伝達方法の検討
・避難所開設、運営などの応急活動内容の指示
・応急活動担当職員の現地派遣
・資機材・食料の供給と輸送
・応援職員の派遣
・前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること

④ 廃止・移行の基準

緊急対策本部長は、次の基準に達した場合は、緊急体制を廃止するとともに、県にこの旨を連絡する。

・緊急体制の原因となった気象警報が解除されるなど、災害発生のおそれがなくなったとき、又は発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるときは緊急対策本部を廃止する。
・大規模な災害が発生して非常体制への移行が必要となったときは、緊急対策本部を廃止し、非常体制（災害対策本部）の配備に移行する。

（３）非常体制

全班

① 設置の基準及び手続

気象警報が発表され、相当な被害が発生した場合又は発生する恐れがある場合、荒川･利根川等の堤防の破堤のおそれ又は災害救助法の適用を必要とする災害が発生した場合、さらに気象に関する「特別警報」が発表された場合には、災害対策基本法第 23 条の２、市災害対策本部条例の規定に基づき、市長を本部長とする災害対策本部を設置する。

動員発令者	職員の動員	活動内容
・災害対策本部長（市長）	・災害対策副本部長（副市長・教育長） ・災害対策本部員（市長政策室長、総務部長、財務部長、市民生活部長、こども未来部長、健康福祉部長、環境経済部長、都市建設部長、上下水道部長、危機管理監、吹上支所長、川里支所長、会計管理者、教育部長、議会事務局長） ・全職員	・地域防災計画で定める班編成により、班の事務分掌に基づき、災害予防及び災害応急対策を実施

② 災害対策本部の開設場所

【災害対策本部の開設場所は、第１編総則第２章第３節を準用する。】

③ 代理順位

【災害対策本部長の代理順位は、第１編総則第２章第３節を準用する。】

④ 災害対策本部の機構

【災害対策本部の機構は、第１編総則第２章第３節を準用する。】

⑤ 災害対策本部の班編成及び事務分掌（令和３年８月１８日現在）

【災害対策本部の班編成及び事務分掌は、第１編総則第２章第３節を準用する。】

⑥ 災害対策本部会議の運営

本部長は、副本部長及び本部員で構成する災害対策本部会議を開催し、災害予防及び災害応急対策の総合的な基本方針を決定する。

ア　災害対策本部会議の構成

本部会議は、本部長、副本部長、本部員をもって構成する。なお本部員が公務などで出席できない場合は、代理が出席する。

本部会議の進行は、危機管理課長が行い、本部長が総括して進める。

イ　災害対策本部会議の協議事項

本部会議の協議事項は、災害対策本部の基本方針を決定する。

1　本部会議の招集に関すること。
2　災害対策の総合的調整に関すること。
3　重要な災害情報の収集及び伝達に関すること。
4　避難指示及び緊急安全確保の発令に関すること。
5　避難指示及び緊急安全確保の伝達方法の検討に関すること。
6　災害救助法の適用に関すること。
7　県及び関係防災機関に対する応援の要請に関すること。
8　自衛隊に対する派遣要請に関すること。
9　応援協定締結市町村等に対する応援の要請に関すること。
10　公用負担に関すること。
11　災害対策に要する経費の処理方法に関すること。
12　本部の廃止に関すること 。
13　前各号に掲げるもののほか、重要な災害対策に関すること。

ウ　廃止の基準

発生した災害の応急対策がおおむね終了したと認めるとき。

エ　設置又は廃止の公表

災害対策本部を設置し、又は廃止したときは、その旨を公表するとともに、県危機管理防災部及び関係機関に通報する。

（４）現地災害対策本部の設置

災害対策本部長は、災害が発生した場合において、当該災害の規模その他の状況により、災害応急対策を推進するため、特に必要があると認めるときは、名称、所管区域及び設定場所を定めて、現地災害対策本部を設置するものとする。

全班

① 現地災害対策本部長

ア　現地災害対策本部長は、災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

イ　現地災害対策本部長は、災害対策本部長の命を受け、現地災害対策本部の事務を総括し、所属職員を指揮監督する。

② 現地災害対策本部の組織等

現地災害対策本部を構成する機関、組織等に関して必要な事項は、その都度災害対策本部長が定めるものとする。

第２　市職員の動員･参集

１　勤務時間内における動員･参集

全班

本部長は緊急体制や非常体制が発令された場合、庁内放送やグループウェアの掲示板機能等により動員を指示する。必要最低限の業務を除き、通常業務を中断・縮小し、災害情報の収集や当面の間、応急対策などの災害業務を行うものとする。

班長は定められた応急活動に必要な班員を確保する。班長不在の場合は、職制に従い副班長が対応する。

発災時に、班員が行事、会議、出張等により欠ける場合は、職員班を通じ応援職員を要請し班体制を確立させる。

◆動員・参集における留意点

・常に災害に関する情報、本部長等の指示に注意すること。
・不急の行事、会議、出張等は中止すること。
・正規の勤務時間が終了しても班長の指示があるまでは退庁しないこと。
・勤務場所を離れる場合は、班長と連絡を取り所在を明らかにすること。

２　勤務時間外及び休日における動員･参集

全班

（１）参集方法

① 勤務場所への参集

・本部長から緊急対策本部又は災害対策本部設置の発令を受けた各部長は、直ちに各班長に対し、あらかじめ定められた人員を勤務場所に参集するよう指示する。

② 参集が困難な場合

・交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの支所、避難所等へ参集し、班長への連絡に努める。
・当該施設にいる班長の指示により、応急救護活動に従事する。

③ 参集の報告

・班長は、班員の参集状況を職員班に報告する。
・班長は、参集途上に班員が収集した一次被害情報を情報収集班に報告する。

３　動員・参集における注意事項

全班

動員・参集においては、次の点に注意する。

① 職員は、初動対応マニュアルを参考に、あらかじめ定められた動員体制及び自己の任務を十分に習熟しておくこと。

② 非常の際、直ちに参集できるよう常に所在を明らかにしておき、勤務時間外であっても、特に命令のあった場合、災害の発生を知った場合又は災害の発生のおそれがあると自ら判断した場合は、直ちに参集して上司の指示を受けること。

③ 服装は、応急活動ができる服装（作業服等）で安全な靴、帽子や手袋を着装すること。

④ 携帯電話、筆記具、タオル、着替え、防寒具（冬期）、懐中電灯、身分証明書（名刺）等、各自必要なものを携行して参集する。

⑤ 参集途上において、可能な限り被害状況、その他の災害情報の把握に努め、参集場所の責任者に報告すること。特に、公共施設、病院、道路、橋りょう等の被害情報は、できるだけ詳しく把握すること。

⑥ 勤務場所への参集途中において、火災の発生又は人身事故等に遭遇した場合、消防機関へ連絡し、周囲の市民の協力を求め、人命の救出・救援を優先し、救出･救援後には、できる限り迅速な参集を行う。

⑦ 交通機関の途絶、道路等の遮断で勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの支所、避難所等へ参集する。

⑧ 必ず家族の安否確認を行った後に速やかに参集する。

⑨ 自らの言動によって市民に不安や誤解を与えないよう、言動には細心の注意をはらい、自発的かつ速やかな行動を心がけること。

第３　事前措置及び応急措置等

市の区域で、災害が発生するおそれがあるときは、危険箇所に関する調査や道路の通行規制など事前措置及び必要な応急措置を速やかに実施する。

統括班

１　市長が実施する事前措置

（１）出動要請等

① 消防機関への出動準備の要請、出動要請

② 指定地方行政機関の長、指定地方公共機関、公共的団体及び重要施設管理者に対する応急措置の実施に必要な準備の要請

③ 警察官に対する応急措置の実施に必要な準備の要請

（災害対策基本法第 58 条）

（２）事前措置

① 物件の除去等

災害が発生した場合に、その災害を拡大させるおそれがあると認められる設備又は物件の占有者、所有者又は管理者に対し、災害の拡大を防止するために必要な限度において、設備又は物件の除去、保安その他必要な措置をとることを指示する。（災害対策基本法第 59 条第１項）

② 避難指示等

災害が発生し、または発生のおそれがあり、市民の生命、身体に危険を及ぼすと認めるときは、危険と見込まれる地域の住民に対し、避難のための立退きを指示する。ただし、避難のための立退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めるときは、屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保に関する措置を指示する。（災害対策基本法第 60 条）

統括班

２　市長が実施する応急措置

市長は、市域に災害が発生し、又はまさに発生しようとしているときは、法令又は市防災計画の定めるところにより、消防、水防、救助その他災害の発生を防御し、又は災害の拡大を防止するために必要な応急措置（以下「応急措置」という。）を速やかに実施しなければならない。（災害対策基本法第 62 条）

応急措置に関する事項は、おおむね次のとおりとする。

① 警戒区域の設定等（災害対策基本法第 63 条、消防法第 28 条・第 36 条、水防法第 21 条）

② 市域の民間の土地、建物等の工作物の一時使用、土石等の物件の使用・収用（災害対策基本法第 64 条第１項）

③ 工作物の除去、保管等（災害対策基本法第 64 条第２項及び第３項）

④ 知事の指示に基づく応急措置

知事は、応急措置が的確かつ円滑に行われるようにするため、特に必要があると認めるときは、市長に対し、応急措置の実施について必要な指示をすることができる。（災害対策基本法第 72 条第１項）

３　警察官の応急措置

警察署

（１）災害対策基本法に基づく措置

警察官は、災害が発生し、又は発生しようとしている場合、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認められる際には、市長又はその権限を代行する市の職員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、次の措置を行う。

① 警戒区域の設定、災害応急対策従事者以外の者に対する立入制限、禁止、退去命令（災害対策基本法第 63 条第２項）

② 区域内の他人の土地、建物その他工作物の一時使用、土石、竹木その他の物件の使用、収用、応急措置の実施に支障となる工作物などの除去等（災害対策基本法第 64 条第７項）

③ 区域内の市民又は現場にある者の応急措置業務従事（災害対策基本法第 65 条第２項）

（２）警察官職務執行法に基づく措置

警察官は、人の生命若しくは身体に危険を及ぼし、又は財産に重大な損害を及ぼすおそれのある天災等の事態がある場合において、次の措置を行う。

① その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に必要な警告を発する。（警職法第４条第１項）

② 特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けるために必要な限度でこれを引き留め、若しくは退避させる。（警職法第４条第１項）

③ その場に居合わせた者、その事物の管理者、その他関係者に対し、危害防止のため通常必要と認められる措置をとることを命じ、又は自らその措置をとる。（警職法第４条第１項）

第２節　災害救助法の適用

災害救助法は、災害に際して、国が地方公共団体、日本赤十字社その他の団体及び国民の協力の下に、応急的に、必要な救助を行い、被災者の保護と社会の秩序の保全を図ることを目的としている。

第１　災害救助法の適用手続

１　原則

統括班

市長は、被害の調査、把握に努め、知事に対し災害救助法の適用を要請する。知事は、市長からの報告に基づき、被害の程度が災害救助法の適用基準に達した場合、災害救助法の適用を決定する。

＜申請時に報告する事項＞

○　災害発生時の日時及び場所
○　災害の原因及び被害の状況
○　法の適用を要請する理由
○　法の適用を必要とする期間
○　既に行った救助措置及び今後行う予定の救助措置

２　災害事態が急迫している場合の対応

統括班

災害の事態が急迫して、知事による救助を待つことができないときは、市長は、委任されている範囲外の救助であっても、その状況を直ちに知事に報告し、その指示に基づき災害救助法の規定に基づく救助に着手する。

第２　災害救助法の適用基準

災害救助法の適用基準は、被害の程度や人口規模に応じて、災害救助法施行令第１条の規定による。（1～3 号）

ただし、大規模災害については、基準の適用に至らない場合であっても直接多数の市民などの生命、身体に危害を及ぼす災害が、社会的混乱をもたらし、その結果、人心の安定及び社会秩序維持のために迅速な救助の実施を必要とする場合には、内閣府令で定める基準に該当すれば適用される。（４号）

１　鴻巣市における災害救助法の適用被害世帯数

指標となる被害項目	適用の基準	該当条項
市内の住家滅失（被災）世帯数	100 以上	令第１条第１項第１号
県内の住家滅失（被災）世帯数	2,500 以上	令第１条第１項第２号
その内、市内の住家滅失（被災）世帯数	50 以上	
県内の住家滅失（被災）世帯数	12,000 以上	令第１条第１項第３号
その内、市内で世帯の住家が滅失（被災）	多数	
多数の者が生命または身体に危害を受けまたは受けるおそれがある場合	内閣府令で定める基準	令第１条第１項第４号

２　被災世帯の算定基準

被害認定調査班

（１）被災世帯の算定

住家が滅失した世帯の算定にあっては、住家の「全壊（全焼・流失）」した世帯を基準とする。

そこまでに至らない半壊した世帯などについては、みなし換算を行う。

滅失住家	１世帯	＝	全壊（全焼・流失）住家１世帯
滅失住家	１世帯	＝	半壊（半焼）住家２世帯
滅失住家	１世帯	＝	床上浸水、土砂の堆積により一時的に居住できない状態になった住家３世帯

（２）住家の損失などの認定基準

被害認定は市が行うものであり、罹災証明書の発行や被災者生活再建支援金の支給、住宅の応急修理に際しての支援措置などの際の基礎となるものである。

被害の認定にあたっては、「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」（令和 ３年３月、内閣府（防災担当））などに基づいて行う。

◆住家の被害の程度と住家の被害認定基準等

被害の程度	認定基準
全壊	住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、または住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の 70%以上に達した程度のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 50%に達した程度のものとする。
大規模半壊	居住する住宅が半壊し、構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 50%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に

被害の程度	認定基準
	占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 40%以上 50%未満のものとする。
中規模半壊	居住する住宅が半壊し、居室の壁、床又は天井のいずれかの室内に面する部分の過半の補修を含む相当規模の補修を行わなければ当該住宅に居住することが困難なもの。具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 30%以上 50%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 30%以上 40%未満のものとする。
半壊	住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の20%以上 70%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上 50%未満のものとする。
準半壊	住家が半壊又は半焼に準ずる程度の損傷を受けたもので、具体的には、損壊部分がその住家の延床面積の 10%以上 20%未満のもの、または住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が 10%以上 20%未満のものとする。

注１：全壊、半壊は、被害認定基準による。
注２：大規模半壊は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（平成 16 年４月１日付け府政防第 361 号内閣府政策統括官（防災担当）通知)」による。
注３：中規模半壊は、「被災者生活再建支援法の一部を改正する法律の施行について（令和２年 12 月４日付け府政防第 1746 号内閣府政策統括官（防災担当）通知)」による。
注４：準半壊 は、「災害救助事務取扱要領（令和２年３月 30 日付け内閣府政策統括官（防災担当))」による。（令和２年３月末時点）

（３）世帯及び住家の単位

① 世帯とは、生計を一つにしている実際の生活単位とする。

② 住家とは、現実に居住のために使用している建物をいう。ただし、耐火構造のアパート等で居住の用に供している部屋が遮断、独立しており、日常生活に必要な設備を有しているもの等については、それぞれ１住家として取り扱う。

第３　災害救助法による救助の種類と実施者

災害救助法適用による救助の種類は以下に示すとおりである。

◆災害救助法による救助の種類

救助の種類	実施期間	実施者区分
避難所の供与	7 日以内	市
炊出しその他による食品の給与	7 日以内	市
飲料水の供給	7 日以内	市
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	10 日以内	市
医療及び助産	14 日（ただし、助産分娩した日から 7 日）以内	医療班派遣＝県及び日本赤十字社県支部（ただし委任したときは市）
学用品の給与	教科書 1 か月以内	市
	文房具 15 日以内	市
被災者の救出	3 日以内	市
埋葬	10 日以内	市
応急仮設住宅の供与	（建設型）20 日以内に着工 （賃貸型）災害発生の日から速やかに提供	対象者、設置箇所の選定＝市、設置＝県（ただし委任したときは市）
住宅応急修理	3 か月以内に完了（ただし、国の災害対策本部が設置された場合は、災害発生の日から６カ月以内に完了）	市
死体の捜索	10 日以内	市
死体の処理	10 日以内	市
障害物の除去	10 日以内	市

資料：令和 3 年度災害救助基準

第３節　応援要請の実施

災害時において、市は、地方公共団体や各種団体との相互応援協定等に基づく応援要請を行うとともに、必要に応じて、県や自衛隊等への応援要請を行う。

第１　応援協力の要請

統括班

１　他市町村への応援要請

（１）応援要請の判断

市は、適切な応急措置を実施する必要があると認めたときは、他市町村に対して応援を求めることができる（災害対策基本法第 67 条及び相互応援協定）。

その判断はおおむね次のような事態に際して行う。

① 被害の拡大防止や被災者の救援のための措置を、市のみでは十分に行えないと判断されるとき。

② 市のみで実施するよりも、他自治体等の応援を得た方が迅速かつ的確に応急対策活動が行えると判断されるとき。

③ 夜間時で被害状況の把握が十分にできない状況下で、職員との連絡が困難であったり、市民からの被害報告が相次いでもたらされるような切迫した事態のとき。

なお、県内で大規模な災害が発生した場合には、近隣の市町村も同時に被災している可能性が高く、応援等が期待できない場合も考えられる。このため、市は、羽生市、福島県金山町、静岡県三島市、長野県岡谷市及び栃木県小山市と災害時の相互応援協定を締結し、食料・飲料水・生活物資の提供、応急資機材の提供、職員の派遣、被災者の受入れといった災害時の応急活動に関する相互応援を実施することとしている。

また、市は、市町村消防の相互応援協定に基づき、相互に応援するものとする。（消防組織法第 39 条）

（２）応援要請の方法

応援の内容及び要請手続などについては、覚書や協定書の定めるところによる。

それ以外の場合、市、防災関係機関及び防災関係機関相互の応援などは、次に掲げる事項について、まずは口頭または電話（無線）をもって要請し、後日文書により処理する。

① 災害（混乱）の状況及び応援を求める事由

② 応援を希望する機関名

③ 応援を必要とする場所及び日時・期間

④ 応援を必要とする活動内容及び人員など

⑤ 応援を希望する物資、資材、機械、器具などの品名及び数量
⑥ その他必要な事項

２　知事等への応援又は応援のあっせん

統括班
消防本部

市長は、知事又は指定地方行政機関等に応援又は応援のあっせんを求める場合は、県（消防課）に対し、以下の表に掲げる事項を明記した文書をもって要請する。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは、口頭又は電話等により要請し、事後速やかに文書を送付する。

また、自衛隊への派遣要請について、知事に要請するいとまがない場合は、直接陸上自衛隊第 32 普通科連隊（大宮駐屯地）に通報し、事後速やかに所定の手続きを行う。

緊急消防援助隊の要請について、県（消防課）に電話で直ちに行い、後日文書で所定の手続きを行う。県と連絡が取れない場合は、直接、消防庁長官に要請する。

要請の内容	事　　項	備　考
県への応援要請または応急措置の実施の要請	1 災害の状況 2 応援（応急措置の実施）を要請する理由 3 応援を希望する物資、資材、機械、器具などの品名及び数量 4 応援（応急措置の実施）を必要とする場所 5 応援を必要とする活動内容（必要とする応急措置内容） 6 その他必要な事項	災害対策基本法第 68 条
自衛隊災害派遣要請の要求	自衛隊に対する災害派遣要請を参照	自衛隊法第 83 条
指定地方行政機関等、他都道府県の職員又は他都道府県の市町村の職員の派遣又は斡旋を求める場合	1 派遣又は派遣の斡旋を求める理由 2 派遣又は派遣の斡旋を求める職員の職種別人員数 3 派遣を必要とする期間 4 派遣される職員の給与その他の勤務条件 5 その他参考となるべき事項	地方自治法第 252 条の 17 災害対策基本法第 30 条
NHKさいたま放送局、㈱テレビ埼玉及び㈱エフエムナックファイブに放送要請の要求	1 放送要請の理由 2 放送事項 3 希望する放送日時 4 その他必要な事項	災害対策基本法第 57 条
消防庁長官へ緊急消防援助隊の要請	1 災害の状況（負傷者、要救助者の状況） 2 応援要請を行う消防隊の種別と人員	消防組織法第 44 条

統括班
県

３　埼玉県・市町村人的相互応援制度に基づく応援要請

市が単独では災害対応業務を十分に実施できない場合、県に対し、県職員及び県内市町村職員による「彩の国災害派遣チーム」の派遣を要請することができる。

① １次要請（県支部内支援）　想定：局地災害

被災市町村からの要請に基づき、被災市町村を所管する県災害対策本部上尾支部(県受援支部)は県地域機関と管内市町村の職員を被災市町村に派遣する。

② ２次要請（全県支援）　想定：広域災害

１次要請だけでは対応できない場合は、県災害対策本部各部及び上尾支部以外の県災害対策本部支部（県応援支部）から応援職員を派遣する。

◆派遣対象業務

	期間	業務・職種	
対象	短期	災害対策本部運営、避難所運営、物資搬出入、住家被害認定、罹災証明書交付、生活再建各種相談、ボランティア受付支援 等	
対象外	短期	国や関係団体によるルールのある職種	ＤＭＡＴ、ＤＰＡＴ、給水車・水道、下水道施設要員、保健師、管理栄養士、被災建築物応急危険度判定士、農地・農業用施設復旧、土木技術職員 等
	中長期	－	

※ 派遣期間は原則８日間とし、初日と最終日の半日を交代の引継ぎに当てる。なお、県は応援職員の派遣に当たっては、女性の視点からのニーズの把握や避難生活の課題改善のため、女性職員や男女共同参画担当部局の職員を積極的に派遣するよう努めることに留意する。

● ＤＭＡＴ（Disaster Medical Assistance Team）

・埼玉ＤＭＡＴ

災害医療の専門トレーニングを受けた医師や看護師、業務調整員で編成される県災害派遣医療チーム「埼玉ＤＭＡＴ」を、指定した災害拠点病院に設置する。

埼玉ＤＭＡＴは、専用の医療資機材等を携行し、地震などの自然災害や大規模な交通事故等の発生した際の超急性期（４８時間以内）に災害現場で救命措置等を行い、傷病者の救命率向上や後遺症の軽減を図る。

埼玉ＤＭＡＴは、埼玉県特別機動援助隊（埼玉ＳＭＡＲＴ）の医療隊にも位置付けられており、防災航空隊や機動救助隊と連携し活動する。

県及び指定を受けた災害拠点病院は、災害時に医療施設の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム（ＥＭＩＳ）等により迅速に把握し、埼玉ＤＭＡＴの派遣等を行うものとする。

※ 基本的なチーム構成：医師１名、看護師２名、業務調整員１名を含む４名

・ＤＭＡＴ県調整本部（保健医療調整本部）

災害対策本部に「ＤＭＡＴ県調整本部」を設置し、県内外からのＤＭＡＴの受入れ・指揮・統制・調整・支援を行う。

● ＤＰＡＴ（Disaster Psychiatric Assistance Team）とは

・埼玉ＤＰＡＴ（埼玉県災害派遣精神医療チーム）

災害保健医療に関する専門トレーニングを受けた医師や看護師等で編成される県災害派遣精神医療チーム「埼玉ＤＰＡＴ」を、県立精神医療センター及び県とＤＰＡＴ派遣に関する協定を締結した県内 12 の医療機関に設置する。

埼玉ＤＰＡＴは、大規模災害が発生した際に被災地域において、精神科医療及び精神保健活動の支援を行う。

県及び協定を締結した医療機関は、災害時に医療機関の診療状況等の情報を広域災害・救急医療情報システム等により迅速に把握し、埼玉ＤＰＡＴの派遣等を行うものとする。

・埼玉県ＤＰＡＴ調整本部

県災害対策本部医療救急部（保健医療調整本部）に「埼玉県ＤＰＡＴ調整本部」を設置し、保健医療調整本部や災害医療コーディネーター等との連絡調整を行うとともに、埼玉ＤＰＡＴ先遣隊や各埼玉ＤＰＡＴの活動調整、県外からのＤＰＡＴの受入れ等について、指揮・統制・調整・支援を行う。

※ 埼玉ＤＰＡＴのチーム構成：医師１名、看護師１名、業務調整員１名。

４　応急対策職員派遣制度に基づく応援職員の派遣要請

統括班
県

県は、県内自治体の相互応援だけでは、被災市町村において完結して災害対応業務を実施することが困難であると判断した場合、総務省の「応急対策職員派遣制度」に基づき、県外自治体による応援職員の派遣を要請する。

同システムは、総務省が創設した全国一元的な応援職員派遣の仕組みであり、以下の２つの目的により応援職員の短期派遣を行うものである。

① 避難所の運営、罹災証明書の交付等の災害対応業務の支援

＜内容＞

・被災市区町村ごとに都道府県又は指定都市を原則として１対１で割り当てる「対口支援（カウンターパート）方式」により災害対応業務の支援を行う。なお、都道府県にあっては区域内の市区町村と一体で被災市区町村を支援する。

・被災都道府県内の地方公共団体だけでは災害対応業務に対応できない場合、「第１段階支援」として、被災地域ブロック管内の都道府県（管内の市町村を含む。）又は指定都市が被災市区町村の対口支援団体となり応援職員を派遣する。第１段階支援だけでは対応が困難な場合は、「第２段階支援」として、全国の地方公共団体による応援職員の派遣が行われる。

・応援対象の業務は、埼玉県・市町村人的相互応援制度と同様、避難所の運営や罹災証明書の交付、物資拠点の運営等の災害対応業務であり、国等が関与して全国的に行われる仕組のある業務は含まれない。

＜第１段階支援の要請方法＞

・県は、関東ブロック幹事都県を通じて関東ブロック内の地方公共団体に対し、被災市町村への応援職員の派遣を要請する。

＜第２段階支援の要請方法＞

・第１段階支援における対口支援団体が県内被災市町村と協議の上、県に第２段階支援の必要性を連絡する。県は、県内被災市町村だけでは、災害対応業務を実施することが判断した場合は、総務省が設置した被災市区町村応援職員確保調整本部に第２段階支援の必要性を連絡する。

② 被災市区町村が行う災害マネジメントの支援

＜内容＞

・総務省に登録された災害マネジメント総括支援員等による総括支援チームを被災市区町村に派遣し、首長への助言や幹部職員との調整等を行う。

＜要請方法＞

・被災市町村は、自ら行う災害マネジメントについて支援が必要な場合には、対口支援団体の決定前においては県を通じて被災市区町村応援職員確保調整本部に、対口支援団体の決定後においては対口支援団体に対し総括支援チームの派遣を要請する。

５　事業所等への応援協力要請

統括班

市内の建設関連事業者、食料販売事業者、生活必需品販売事業者、輸送関連事業者等への応援を求める。

第２　応援の受け入れ体制

応援要請を行った際には、応援部隊の活動が円滑に実施できるようにするために、関係機関と調整を図りながら、応援部隊の受入れ体制を整える。

１　国、地方公共団体等からの応援受け入れ

統括班
職員班

大規模災害時には様々な枠組みにより物的・人的応援が行われるため、市は、応援の受入れに関する庁内調整、受援に関するとりまとめ、調整会議の開催や応援職員への配慮など、受援に関する様々な対応が求められる。これらを円滑に行うため、災害対策本部の班ごとに置かれる業務担当窓口（受援）とは別に、受援に関するとりまとめ業務を行う班を決定するなど受援体制を整えるよう努める。

また、応援団体からリエゾンや応援職員が円滑に活動できるよう県に準じた配慮を行う。

２　ボランティアの応援受け入れ

ボランティアの善意が効果的に生かされるよう、市社会福祉協議会、ボランティア関係機関、ボランティア・グループ等の連携により、ボランティア等を円滑に受け入れる。

（１）ボランティア受け入れ体制の整備

ボランティアの拠点となる施設の選定など受け入れ体制を整備するとともに、活動する者の安全、衛生面にも配慮する。

（２）ボランティアの受け入れと活動の支援

市は、発災後直ちにボランティアの拠点となるボランティアセンターを設置し、市社会福祉協議会、ボランティア団体、ボランティアコーディネーター等が主体となって、次の業務を行う。

① ボランティアのコーディネート

ボランティアの受け入れ、派遣ボランティアの種別、人数の振り分けなど被災地におけるボランティアのコーディネートを行う。

② ボランティアの派遣等を要請

ボランティアが不足する場合は、県及び県ボランティア支援センターにボランティアの派遣等を要請する。

（３）ボランティアの活動分野

区分	活動内容
一般ボランティア	①救援物資の整理、仕分け、配分
	②避難所の運営補助
	③清掃、防疫
	④要配慮者等の介護、生活支援
	⑤広報資料の作成
	⑥その他危険のない軽作業
専門ボランティア	①医療看護（医師、歯科医師、薬剤師、保健師、看護師等）
	②福祉（障がい別の専門ボランティア（手話通訳等）、介護士等）
	③無線（アマチュア無線技士、タクシー無線）
	④特殊車両操作（大型重機等操作資格者）
	⑤通訳（外国語通訳）
	⑥消防活動（初期消火活動等、救助活動、応急手当活動）
	⑦被災建築物の応急危険度判定（応急危険度判定士、被災宅地危険度判定士）
	⑧相談業務（弁護士、会計士、カウンセラー等）

福祉班

３　受け入れ環境の整備

市は、民間団体、企業等との連携を図るため、連絡調整、情報収集・提供及び広報活動等を行うとともに、効果的な活動が行えるよう支援する。

第４節　要員確保

災害時において災害応急対策を実施する際に不足する労力については、公共職業安定所を通して労働者を確保し、労務供給の万全を図る。

第１　要員確保

統括班

市における応急救助の実施に必要な労務の供給は、次の救助を行う者に必要な最小限度の労働者の雇い上げによって要員を確保する。

① 被災者の避難
② 医療及び助産における移送
③ 被災者の救出
④ 飲料水の供給
⑤ 救助用物資の整理分配及び輸送
⑥ 遺体の捜索
⑦ 遺体の処理
⑧ 緊急輸送路の確保

第２　災害救助法が適用された場合の費用等

福祉班

市が実施する応急救助のための人件費として要する費用については、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 24 年埼玉県告示第 1122 号）」の範囲内において県に請求する。

第５節　自衛隊災害派遣要請

災害の態様及びその規模から、自衛隊の応援が必要な場合は、直ちに自衛隊に災害派遣の要請を行う。

第１　災害派遣活動の範囲

自衛隊の災害派遣の要請は、人命の救助を優先して行うもので、次の３つの要件を勘案して行う。

１ 緊急性の原則

差し迫った必要性があること。

２ 公共性の原則

公共の秩序を維持するため、人命又は財産を社会的に保護する必要性があること。

３ 非代替性の原則

自衛隊の部隊が派遣される以外に他に適切な手段がないこと。

要請の範囲は、おおむね次のとおりとする。

- 被害状況の把握
- 避難者の捜索、救助
- 消防活動
- 診察、防疫、病虫害防除等の支援
- 人員及び物資の緊急輸送
- 救援物資の無償貸付又は贈与
- 危険物の保安及び除去
- その他
- 避難者の誘導、輸送
- 水防活動
- 道路又は水路等交通上の障害物の除去
- 通信支援
- 炊事及び給水支援
- 交通規制の支援
- 予防派遣

第２　県に対する災害派遣要請の方法

知事に対する自衛隊災害派遣要請は、市長が行う。

市長が知事に対し自衛隊の災害派遣要請を依頼するときは、次の事項を明記した文書をもって行う。

ただし、緊急を要し、文書をもってすることができないときは電信、電話等により県（危機管理防災部危機管理課（災害対策本部立上げ時には、統括部））に依頼し、事後速やかに以下の内容を記載した文書を送達する。

また、緊急避難、人命救助の場合、事態が急迫し、通信等の途絶により、知事に要求ができない場合は、直接最寄り部隊（陸上自衛隊第 32 普通科連隊：大宮駐屯地）に通報し、事後所定の手続を速やかに行う。

① 災害の状況及び派遣を要請する事由
② 派遣を希望する期間
③ 派遣を希望する区域及び活動内容
④ その他参考となるべき事項

（宿泊・給食の可否・道路橋りょうの損壊に伴う迂回路、救援のため必要とする資機材、活動拠点、駐車適地、ヘリポート適地の有無、物資搬送設備等）

第３　災害派遣部隊の受け入れ体制の確保

１　緊密な連絡協力

統括班

市は、県、警察、消防機関等と緊密に連絡協力し、相互に派遣部隊の移動、現地進入及び災害措置のための補償問題等や、必要な現地資材等の使用協定等に関する受け入れ体制を確保する。

２　他の災害救助復旧機関との競合重複の排除

統括班

市は、自衛隊の作業が他の災害救助復旧機関と競合重複することのないよう最も効率的な作業の分担を調整する。

３　作業計画及び資材等の準備

統括班

市は、自衛隊に対し作業を要請又は依頼するに当たっては、以下の項目を明示した先行性のある作業計画を提示する。

そのため、作業実施に必要とする資料等の準備を整える。

① 作業箇所及び作業内容
② 作業の優先順位
③ 作業に要する資材の種類別保管（調達）場所
④ 部隊との連絡責任者、連絡方法及び連絡場所

４　自衛隊との連絡窓口一本化

統括班

市は、派遣された自衛隊との円滑、迅速な措置がとれるよう連絡交渉の窓口を明確にしておく。

５　派遣部隊の受け入れ

統括班

市は、派遣された部隊の受け入れに対し次の施設等を準備する。

① 災害対策本部事務室
② 宿舎

③　材料置き場（野外の適当な広さを有する）
④　駐車場（車一台の基準３m×８m）
⑤　ヘリコプター発着場（２方向に障害物がない広場）

６　経費の負担区分

統括班

自衛隊の救助活動に要した経費は、市が負担する。

＜経費の負担区分の内容＞

①　派遣部隊が救助活動を実施するために必要な資機材（自衛隊装備に係るものを除く。）等の購入費、借上料及び修繕費
②　派遣部隊の宿営に必要な土地、建物等の使用料及び借上料
③　派遣部隊の宿営及び救援活動に伴う光熱、水道、電話料金等
④　派遣部隊の救助活動実施の際生じた（自衛隊装備に係るものを除く。）損害の補償
⑤　その他救援活動の実施に要する経費で負担区分に疑義ある場合は、協議する。

第２章　情報の収集・伝達・広報体制

第１節　災害情報の収集・伝達

市及び県、防災関係機関は、応急対策を適切に実施するため、相互に密接な連携を図りながら、迅速かつ的確な災害情報の収集伝達を行う。

第１　通信連絡体制

１　通信連絡体制

統括班
情報収集班

（１）総括的連絡系統

風水害に関しては、事前に発表される気象情報、河川の水位等に関する情報がある。被害を未然に防ぐためには、これらの情報を確実に受け、判断し、伝達することが重要であり、通信連絡系統は、警戒段階及び発災時においても確実なものを利用する。

また、統括班及び情報収集班において情報を一元的に管理・総括し、重複や漏れをなくすことが重要となる。

さらに、風水害に関する通信連絡系統は、熊谷地方気象台や国土交通省荒川上流河川事務所をはじめとした防災関係機関、県や警察、消防機関との通信連絡体制を確実なものとする。また、発災後は、災害現場と市災害対策本部及び県災害対策本部（上尾支部（県央地域振興センター）。必要に応じて現地対策本部（県央地域振興センター）の場合もある。

●総括的連絡系統図

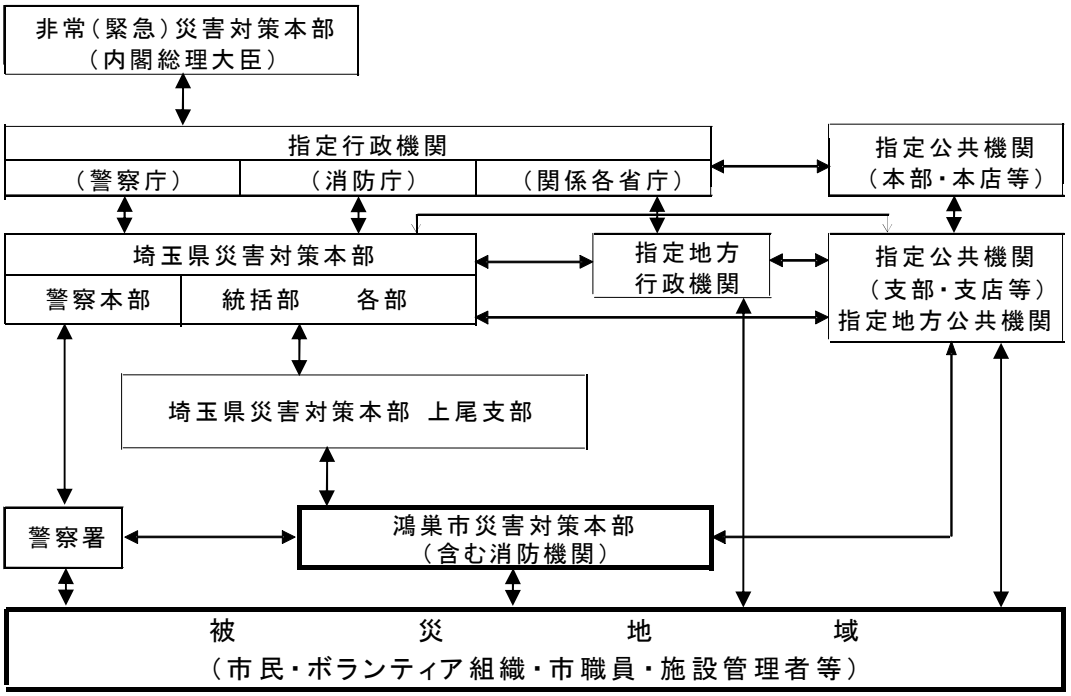

（２）通信連絡体制

市は、有線が途絶、又は途絶するおそれがある場合には、以下により、通信連絡を実施する。

① 防災行政無線

市と県内市町村及び防災関係機関との通信は、主として県防災行政無線を用いる。

② 非常通信

市は、有線通信や防災行政無線等が使用できない場合には、電波法の規定に基づき、埼玉地区非常通信協議会構成員の協力を得て、他機関の無線通信施設を利用した非常通信（非常無線）を行う。

③ 使者の派遣

すべての通信が途絶した場合の通信は、使者を派遣して行うものとする。

統括班
情報収集班

２　被害報告の系統

（１）災害オペレーション支援システムによる報告

埼玉県災害オペレーション支援システムを用いて被害情報などの災害情報を入力することにより、県災害対策本部に直接報告される。

（２）有線電話等の通信連絡が可能な場合

有線電話等での通信が可能な場合、被害状況等に関する市からの連絡先は以下のとおりとする。各情報は最終的に県災害対策本部に報告される。

被害の状況	連絡先	備考
人的被害、住家被害、非住家被害、その他被害	・県災害対策本部上尾支部（県央地域振興センター）	
	・被害施設に関連する防災関係機関	
農林業被害	・農林振興センター ・家畜保健衛生所	農地・農業用施設被害は土地改良区からも報告される。
水道被害	・県保健医療部生活衛生課水道担当	
下水道被害	・県下水道管理課 ・荒川左岸北部下水道事務所	
人的被害、建物被害、道路・橋りょう・堤防被害	・鴻巣警察署	

（３）無線のみの通信連絡となった場合

有線電話等での通信ができない場合、市からの連絡は無線により県央地域振興センターに報告する。

３　風水害時に収集する情報

災害の発災が予想される場合又は災害が発生した場合に、収集すべき情報の種類、担当部署は、次表のとおりである。各担当部署は情報を収集後、直ちに災害対策本部に報告する。

（１）警戒段階で収集する情報

項目	情報の内容	収集時期	収集源	担当部署
①予警報	・予警報の内容 ・予想される降雨及び災害の程度	発表後即時	・熊谷地方気象台	統括班
②雨量などの気象情報	降雨量 ・先行雨量（連続雨量） ・他区域の降雨状況 ・時間雨量の変化	随時	・気象庁アメダス雨量データ、降水短時間予報図 ・県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システムなど） ・各雨量観測実施機関 ・市及び消防機関の雨量観測所	統括班
	・河川の水位、流量などの時間変化 ・滞水の状況	随時	・県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システムなど） ・自主防災組織、市民	
	・ダム放流量（玉淀、二瀬、滝沢、浦山、合角ダム）	随時	・県河川砂防課、県土整備事務所（県水防情報システムなど） ・国土交通省（川の防災情報）	
③発災危険箇所などの情報	河川周辺地域などにおける発災危険状況 ・河川の氾濫（溢水、決壊）の予想される時期 ・箇所 ・土砂災害が予想される場所の発災前の現象	異常の覚知後即時	・市、消防機関等の警戒職員 ・自主防災組織、市民	道路等応急復旧班
④市民の動向	・警戒段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所など） ・自主避難の状況	避難所収容の後	・避難所管理者 ・避難所担当職員 ・消防、警察 ・自主防災組織	教育班 生涯学習班

統括班
下水道班
教育班
生涯学習班

情報収集班
生活物資班
道路等応急復旧班
水道班
下水道班
教育班
生涯学習班
ほか

（２）発災段階で収集する情報

項目	情報の内容	収集時期	収集源	担当部署
①発災情報	・河川の氾濫状況（溢水、決壊箇所、時期など） ・浸水区域、浸水高及びその拡大減衰傾向 ・地すべり等の土砂災害の発生状況（発災箇所、時期、種類、規模等） ・発災による物的・人的被害に関する情報〔特に死者、負傷者など人的被害、発災の予想される事態に関する情報〕	発災状況の覚知後即時	・市、消防機関等の警戒担当職員 ・警察 ・各公共施設管理者など ・自主防災組織、市民（被災現場や災害危険箇所等を中心とする警戒区域毎に）	道路等応急復旧班
	・防災拠点施設の被害状況	発災状況の覚知後即時	・市、消防機関などの警戒担当職員 ・各施設管理者 ・自主防災組織、市民	各施設所管班
	・交通施設の被災状況（道路、橋りょう、鉄道）	被害状況が把握された後		道路等応急復旧班
	・公共施設の来所者、入所者、職員などの人的被害 ・公共施設の物的被害	発災状況の覚知後即時	・市、消防機関などの警戒担当職員 ・各施設管理者 ・自主防災組織、市民	各施設所管班
	・工事現場など特に発災による被害が想定される区域の被災状況 ・区画整理など進行中事業区域内における発災危険状況	被災状況が把握された後	・市、消防機関などの警戒担当職員 ・工事事業者 ・自主防災組織、市民	道路等応急復旧班
	・商工業事業所、農地・農作物の被害状況	被災状況が把握された後	・事業者 ・自主防災組織、市民	生活物資班
	・ライフラインの被災状況（電気、水道、ガス、電話通信施設など）	被災状況が把握された後	・各ライフライン関係機関	水道班 下水道班 情報収集班
②市民の動向	・発災段階の避難実施状況（避難実施区域、避難人数、避難所など）	避難所の収容の後	・避難所管理者 ・避難所担当職員 ・消防、警察 ・自主防災組織	教育班 生涯学習班

第２　災害情報計画

市は、市域内に災害が発生したときは、速やかに被害状況を取りまとめ、埼玉県災害オペレーション支援システム(使用できない場合はＦＡＸ等)で県に報告する。

市において、すでに措置した災害応急対策に関する事項及び今後の措置に関する事項についても、同時に県に報告する。

１　情報収集体制の整備

情報収集班

被害報告の迅速かつ正確を期するため、本庁・支所及び応急活動班別に次の情報収集体制を整備する。

① 情報の収集及び報告に関する責任者の選任及び被害認定調査班の設置
② 報告様式の配布
③ 調査要領、連絡方法の周知及び現場写真の撮影等
④ 情報収集機器の設置
⑤ 情報機器操作マニュアルの配備等

２　情報総括責任者の選任

情報収集班
統括班

災害情報の統括責任者は、情報収集班長とし、災害情報を収集し、総括する。
市民への避難指示等の情報伝達、県への報告は、統括班が行う。

３　情報の収集

情報収集班
統括班
市民支援班
被害認定調査班

① 災害情報の収集に当たっては、鴻巣警察署と緊密に連絡する。
② 被害の調査にあたっては、調査漏れ及び重複のないよう留意し、相違ある被害状況については、調整後県に報告する。
③ 被害世帯人員等については、現地調査のみでなく、住民登録とも照合し、その正誤を確認する。
④ 全壊、流出、半壊、死者及び重傷者等が発生した場合は、その住所、氏名、年齢等を速やかに調査する。
⑤ 特に、行方不明者の数については、捜索・救助体制の検討等に必要な情報であるため、住民登録の有無にかかわらず、市内で行方不明となった者について、鴻巣警察署等関係機関の協力に基づき、正確な情報の収集に努める。行方不明者として把握した者が他の市町村に住民登録を行っていることが判明した場合は、当該登録地の市町村又は都道府県（外国人のうち，旅行者など住民登録の対象外の者は直接又は必要に応じ外務省を通じて在京大使館等）に連絡する。
⑥ 必要に応じ、市の保有する無人航空機（ドローン）及び災害時のドローン使用に関する協定締結団体の協力により、ドローンを活用した情報収集を行う。

４　異常現象の発見者の通報と措置

統括班
情報収集班
コールセンター班
警察署

災害対策基本法第 54 条に基づき、災害の発生するおそれのある異常な現象を発見した者から通報があった場合、災害の発生するおそれがある異常な現象を発見した者は、遅滞なくその旨を市長又は警察官に通報しなければならない（災害対策基本法第 54 条）。何人も、通報が最も迅速に到達するように協力しなければならない（同条第２項）。

コールセンター班が通報を受けると、情報収集班が集約し、統括班に報告するとともに、警察官と情報共有を図る。

一方、通報を受けた警察官はその旨を速やかに市長に通報する（同条第３項）。

統括班は通報内容を遅滞なく、県（災害対策課）、熊谷地方気象台に通報すると同時に、市民その他関係団体にも周知する。

◆気象庁（熊谷地方気象台）に伝達する事項

○ 気象に関する事項
　著しく異常な気象現象、例えば竜巻、強い雹（ひょう）等
○ 地震等に関する事項
　数日間にわたり頻繁に感ずるような地震

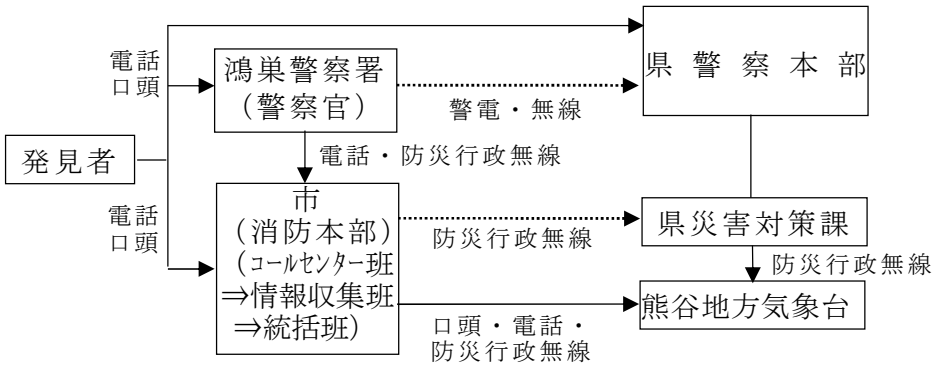

５　情報の報告

統括班
情報収集班

市は、管轄地域内の被害状況等について、県に報告する。県に報告ができない場合は、直接消防庁を通して内閣総理大臣に報告する。

（１）報告すべき災害

①　市域において、大雨等により人的(死者及び負傷者)、物的(家屋の全壊、半壊、一部損壊及び浸水)被害及びがけ崩れのいずれかが発生するに及んだもの
②　災害救助法の適用基準に合致するもの
③　災害対策本部を設置したもの
④　災害による被害に対して国の特別の財政援助を要するもの
⑤　災害による被害が当初は軽微であっても、今後①～④の要件に該当する災害に進展するおそれがあるもの

⑥　その他災害の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて報告する必要があると認められるもの

（２）報告の種別

①　被害速報

発生速報と経過速報に区分し、報告すべき被害の程度については、住家被害、非住家被害及び人的被害並びに市関係の公共土木施設の被害を優先して、県に報告する。

発生速報	埼玉県災害オペレーション支援システムにより、被害の発生直後に必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、埼玉県災害対策本部運営要領（以下、「県要領」という。）様式第１号の発生速報により防災行政無線、ＦＡＸ等で報告する。
経過速報	埼玉県災害オペレーション支援システムにより、２時間ごとに必要事項を入力する。なお、災害オペレーション支援システムが使用できない場合は、「県要領」様式第２号の経過速報により防災行政無線、ＦＡＸ等で報告する。

②　確定報告

「県要領」様式第３号の被害状況調べにより、災害の応急対策が終了した後７日以内に文書で報告

③　報告先

被害速報及び確定報告は県災害対策課に報告する。なお、勤務時間外においては、危機管理防災部当直に報告する。

電話 048-830-8111（直通） 防災行政無線（発信特番）-200-6-8111

④　消防庁への報告先

県に報告できない場合に行う消防庁の連絡先は以下のとおりである

回線別		平日（9：30～18：15） ※消防庁応急対策室	左記以外 ※消防庁宿直室
ＮＴＴ回線	電　話	03-5253-7527	03-5253-7777
	ＦＡＸ	03-5253-7537	03-5253-7553
消防防災 行政無線	電　話	TN-90-49013	TN-90-49102
	ＦＡＸ	TN-90-49033	TN-90-49036
地域衛星通信 ネットワーク	電　話	TN-048-500-90-49013	TN-048-500-90-49102
	ＦＡＸ	TN-048-500-90-49033	TN-048-500-90-49036

（注）TN は、回線選択番号を示す。

第３　災害通信計画

情報収集班

１　災害情報のための電話の指定

市は、災害時における情報連絡系統を明らかにし、その輻輳（ふくそう）を避けるため、災害情報通信に使用する指定優先電話（以下「指定電話」という。）を定めて、災害時における防災関係機関相互の情報に関する通信連絡を迅速かつ円滑に実施する。

情報収集班
統括班

２　災害情報通信に使用する通信施設

市は、災害情報の通報、被害状況の報告等を行う場合は、次の通信施設の中から状況に適したものを活用し、災害通信を行う。

① 報告又は通報先

ア 県（本庁・出先機関）

イ 市出先機関

ウ 防災関係機関

② 通信施設の種類

ア 埼玉県災害オペレーション支援システム

イ 県防災行政無線（地上系・衛星系）

ウ 市防災行政無線（固定系・移動系）

エ 一般加入電話（災害時優先電話、携帯電話を含む。）

情報収集班
統括班

３　災害情報通信のための通信施設の優先使用

市が、災害対策基本法第 57 条の規定に基づいて災害情報通信のための通信施設を優先使用する場合は、この計画の定めるところによる。

（１）有線電気通信設備及び無線設備を使用する機関等の範囲

緊急を要する際に使用できる通信設備を有する機関は以下のとおりである。

- 警察機関
- 消防機関
- 水防機関
- 航空保安機関
- 気象業務機関
- 鉄道事業者
- 電気事業者
- 鉱業事業者
- 自衛隊

（２）有線電気通信設備及び無線設備を優先使用できる場合

関係機関が有する通信設備を、緊急を要する際に使用できる条件は以下のとおりである。

①　災害に関する通知、要請、伝達又は警告について、緊急を要する場合において、特別の必要があると認めたとき。

②　災害が発生した場合において、その応急措置の実施に必要な通信のため、緊急かつ特別の必要があると認めたとき。

（３）有線電気通信設備及び無線設備の優先使用の注意事項

緊急の場合に混乱を生じないよう、市は、あらかじめ当該設備の管理者と協議し、連絡方法、連絡担当責任者、優先順位等の具体的手続を定めておくものとする。

市が、災害情報通信のため、特に緊急を要する事項について、警察専用電話又は警察無線設備を使用しようとするときは、警察本部長と協議する。

４　非常通信の利用

情報収集班
統括班

地震、台風、洪水、火災、その他非常の事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人命の救助、災害の救援、交通通信の確保等のための通信を行おうとする場合であって有線通信を利用することができないか、又は著しく困難である場合は、電波法第 52 条の規定に基づいて非常通信を行うことができることから、この計画の定めるところにより利用する。

（１）非常通信の運用方法

①　非常通信文の内容

非常通信は、次に掲げる事項について行うことができる。

ア　人命の救助に関すること。

イ　天災の予報（主要河川の水位を含む。）及び天災その他の災害の状況に関すること。

ウ　緊急を要する気象、地震、火山等の観測資料に関すること。

エ　電波法第７４条の規定に基づく、実施の指令及びその他の指令に関すること。

オ　非常事態に際しての事態の収拾、復旧、交通制限その他秩序の維持又は非常事態に伴う緊急措置に関すること。

カ　暴動に関する情報連絡及びその緊急措置に関すること。

キ　非常災害時における緊急措置を要する犯罪に関すること。

ク　遭難者救援に関すること。

ケ　非常事態発生の場合における列車運転、鉄道輸送に関すること。

コ　鉄道線路、道路、電力設備、電気通信設備の破壊又は障害の状況及びその修理復旧のための資材の手配及び運搬、要員の確保、その他の緊急措置に関すること。

サ　中央防災会議、同事務局、非常災害対策本部相互間に発受する災害救援、その他緊急措置に要する労務施設設備、物資及び資金の調達、配分、輸送等に関すること。

シ　災害救助法第７条及び災害対策基本法第７１条第１項の規定に基づき、都道府県知事から医療、土木、建築工事又は輸送関係者に対して発する従事命令に関すること。

ス　人心の安定上必要と認められる緊急を要するニュース

② 非常通信文の要領

ア　電報頼信紙は適宜の用紙を用いる。

イ　かたかな又は通常の文書体で記入する。

ウ　簡単で要領を得たものとし１通の字数を２００字以内（通常の文書体の場合は、かたかなに換算してなるべく２００字以内）とする。ただし通数に制限はない。

エ　宛先の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。

オ　発信人の住所、名称、職名及び電話番号を記入する。

カ　余白に「非常」と記入する。

③ 非常通信の依頼先

最寄りの無線局に依頼し、この場合あらかじめ最寄りの無線局と連絡して非常の際の協力を依頼する。

④ 非常通信の取扱料

原則として無料

（２）非常通信に関する照会先

非常通信に関する照会、問い合わせを行う場合は、下記にする。

○　関東総合通信局無線通信部陸上第二課内　関東地方非常通信協議会事務局
　　電　話　03-6238-1771（直通）　　ＦＡＸ　03-6238-1769

第２節　注意報及び警報伝達

市は、注意報・警報等を市民に迅速かつ正確に伝達するため、その種類及び発表基準、伝達組織並びに伝達方法を定める。

第１　注意報・警報等の種類及び発表基準等

１　気象業務法に基づく注意報・警報等

統括班

熊谷地方気象台は、気象業務法により、異常気象などによって埼玉県の地域内に災害の発生するおそれがある場合には、注意報、警報などの情報を発表し、関係機関に通知する。

（１）注意報及び警報の概要

① 注意報

災害が起こるおそれがある場合に、その旨を注意して行う予報

② 警報

重大な災害が起こるおそれがある場合に、その旨を警告して行う予報

③ 特別警報

大雨、大雪、暴風、暴風雪、波浪、高潮が特に異常であるため重大な災害の起こるおそれが著しく大きい場合、その旨を警告して行う予報

（２）注意報・警報・特別警報の対象区域

気象特別警報・警報・注意報は、市町村単位（二次細分区域）に区分して発表する。また、特別警報・警報・注意報の発表にあたり市町村をまとめた地域（６地域）を用いることもある。

天気予報は一次細分区域（３区域）に区分して発表する。

◆予報、特別警報・警報・注意報の細分区域

一次細分区域名	市町村等をまとめた地域名	二次細分区域名
南部	南中部	さいたま市、川越市、川口市、所沢市、狭山市、上尾市、蕨市、戸田市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、北本市、富士見市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、川島町
	南東部	春日部市、草加市、越谷市、八潮市、三郷市、蓮田市、幸手市、吉川市、白岡市、宮代町、杉戸町、松伏町
	南西部	飯能市、入間市、坂戸市、鶴ヶ島市、日高市、毛呂山町、越生町
北部	北東部	行田市、加須市、羽生市、鴻巣市、久喜市
	北西部	熊谷市、本庄市、東松山市、深谷市、滑川町、嵐山町、小川町、吉見町、鳩山町、ときがわ町、東秩父村、美里町、神川町、上里町、寄居町
秩父地方	（秩父地方）	秩父市、横瀬町、皆野町、長瀞町、小鹿野町

（３）気象情報

熊谷地方気象台が発表する注意報・警報等の対象地域、種類及び発表基準は、次のとおりである。なお、注意報・警報の基準については令和３年３月時点の指標で今後変更される可能性がある。

◆警報・注意報発表基準一覧表

鴻巣市	府県予報区		埼玉県	
	一次細分区域		北部	
	市町村等をまとめた地域		北東部	
種　類				**基　準**
警報	大　雨	（浸水害）	表面雨量指数基準	25
		（土砂災害）	土壌雨量指数基準	140
	洪　水		流域雨量指数基準	元荒川流域＝9.5、 野通川流域＝9.8
			複合基準	－
			指定河川洪水予報による基準	利根川上流部[八斗島・栗橋]、 荒川［熊谷］
	暴　風		平均風速	20m/s
	暴風雪		平均風速	20m/s 雪を伴う
	大　雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 10 ㎝
注意報	大　雨		表面雨量指数基準	10
			土壌雨量指数基準	100
	洪　水		流域雨量指数基準	元荒川流域＝7.6、 野通川流域＝7.8
			複合基準	元荒川流域＝(7,7.6)
			指定河川洪水予報による基準	荒川［熊谷］
	強　風		平均風速	11m/s
	風　雪		平均風速	11m/s 雪を伴う
	大　雪		降雪の深さ	12 時間降雪の深さ 5 ㎝
	雷		落雷等で被害が予想される場合	
	融　雪		－	
	濃　霧		視程	100m
	乾　燥		最少湿度 25%　　実効湿度 55%	
	低　温		夏期：低温のため農作物に著しい被害が予想される場合 冬期：最低気温－６℃以下※１	
	霜 着氷・着雪		早霜・晩霜期に査定気温４℃以下	
			著しい着氷（雪）で被害が予想される場合	
記録的短時間大雨情報			１時間雨量	100㎜

※１：冬季の気温は熊谷地方気象台の値

◆気象等に関する特別警報の発表基準

現象の種類	基　　準
大　雨	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想されるとき
暴　風	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想されるとき
暴風雪	数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想されるとき
大　雪	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想されるとき

２　水防法及び気象業務法に基づく洪水予報、水位周知、水防警報

統括班
県

洪水予報は、気象庁が単独で発表する地域単位の洪水予報とは異なり、水防法に基づき気象庁と協議し、国土交通省や埼玉県が指定した河川（洪水予報指定河川など）の洪水について予報を行うものである。

また、水防警報は、国土交通省や埼玉県が指定した河川について、水防活動を行う必要がある旨を警告するために発表される。

本市関係では、荒川・利根川・小山川が洪水予報指定河川に指定されている。

さらに、県は洪水予報指定河川以外のうち水位周知河川を指定し、避難判断水位に達した時には、水位到達情報が発表されることになるが、本市に関係する水位周知河川は、福川がある。

（１）水防法及び気象業務法に基づく洪水予報

国土交通大臣が指定した荒川・利根川・小山川の洪水予報については、気象庁長官と国土交通大臣が共同して行う。

① 洪水予報の種類と発表基準

洪水予報指定河川の洪水予報の発表基準は以下のとおりであり、市は、県からの通知を受けたときは、市民へ周知する。

◆指定河川の洪水予報の種類及び発表基準

種　類	発表基準
氾濫注意情報	氾濫注意水位に到達し更に水位の上昇が見込まれるとき、氾濫注意水位以上でかつ避難判断水位未満の状態が継続しているとき、避難判断水位に達したが水位の上昇が見込まれないときに発表される。避難に備えハザードマップ等により災害リスク等を再確認するなど、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル２に相当。

種　類	発表基準
氾濫警戒情報	氾濫危険水位に達すると見込まれるとき、避難判断水位に達し更に水位の上昇が見込まれるときに発表される。 高齢者等避難の発令の判断の参考とする。高齢者等の避難が必要とされる警戒レベル３に相当。
氾濫危険情報	氾濫危険水位に到達したとき、氾濫危険水位以上の状態が継続しているときに発表される。 いつ氾濫が発生してもおかしくない状況、避難等の氾濫発生に対する対応を求める段階であり、避難指示の発令の判断の参考とする。避難が必要とされる警戒レベル４に相当。
氾濫発生情報	氾濫が発生したとき、氾濫が継続しているときに発表される。 新たに氾濫が及ぶ区域の住民の避難誘導や救援活動等が必要となる。災害がすでに発生している状況であり、命を守るための最善の行動をとる必要があることを示す警戒レベル５に相当。

② 荒川・利根川・小山川の洪水予報

荒川、利根川及び小山川については、国土交通省と気象庁が共同して洪水予報を行う。荒川については、熊谷（熊谷市榎町）基準水位観測所の水位などをもとに、利根川については、八斗島（伊勢崎市八斗島町）、栗橋（久喜市栗橋）基準水位観測所の水位など、小山川については、八斗島（伊勢崎市八斗島町）基準水位観測所の水位などをもとに発表される。

◆洪水予報の対象となる基準水位観測所の水位：荒川・利根川・小山川

河川名	基準観測所名	地先名	水防団待機水位	氾濫注意水位	避難判断水位	氾濫危険水位
荒　川	熊　谷	熊谷市榎町	3.00	3.50	5.00	5.50
利根川	八斗島	伊勢崎市八斗島町	0.80	1.90	3.90	4.80
	栗橋	久喜市栗橋	2.70	5.00	6.90	8.80
小山川	八斗島	伊勢崎市八斗島町	0.80	1.90	3.90	4.80

注：荒川の水位はA.P.＋m（Arakawa Peil の略）で、荒川水系における水準面の高さを表す単位。利根川、小山川の水位はY.P.＋m で、東京湾中等潮位（-0.8402m）を基準とした高さを表す単位。

（２）水防法に基づく水位周知

水位周知は、洪水予報河川以外の河川で、洪水により相当な損害を生ずるおそれのあるものとして指定した河川について、住民が安全な場所への避難及びその準備を行うための目安となる水位「避難判断水位」に達した情報を関係機関に通知するとともに、一般に周知させるためのものである。

市が関係する、水防法第 13 条第２項に基づき知事が行う水位周知河川は、福川である。

（３）水防法に基づく水防警報

水防警報は、洪水のおそれがあるとき、水防活動を行う必要がある旨を警告するものであるが、危険を伴う水防活動にあたっては、従事する者の安全の確保が図られるよう配慮する。

① 水防警報の種類と発表基準

県は、国土交通省による荒川又は利根川の水防警報を受けたとき又は福川について水防警報を発するときは、市をはじめ水防に関係する機関に通知することとなっている。

水防警報の種類、内容及び発表基準は以下のとおりである。

◆水防警報の種類と発表基準

種類	内　　容	発表基準
待機	出水あるいは水位の再上昇が懸念される場合に、状況に応じて直ちに水防機関が出動できるように待機する必要がある旨を警告するもの	気象予警報など及び河川状況により、特に必要と認めるとき
	水防機関の出動期間が長引くような場合に、出動人員を減らしても差支えないが、水防活動をやめることはできない旨を警告するもの	
準備	水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保などに努めるとともに、水防機関に出動の準備をさせる必要がある旨を警告するもの	雨量、水位、流量その他の河川状況により必要と認めるとき
出動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	洪水注意報等により、または、水位、流量その他の河川状況により、氾濫注意水位（警戒水位）を越えるおそれがあるとき
指示	水位、滞水時間その他水防活動上必要な状況を明示するとともに、越水、漏水、法崩れ、亀裂その他河川状況により警戒を必要とする事項を指摘して警告するもの	洪水警報等により、または、既に氾濫注意水位（警戒水位）を越え、災害のおこるおそれがあるとき
解除	水防活動を必要とする出水状況が解消した旨及び当該基準水位観測所名による一連の水防警報を解除する旨を通告するもの	氾濫注意水位（警戒水位）以下に下降したとき、または水防作業を必要とする河川状況が解消したと認めるとき
情報	雨量、水位の状況、水位予測、河川・地域の状況など水防活動上必要なもの	状況により必要と認めるとき

国土交通省が行う荒川の水防警報の対象となる基準観測所で、本市が関係する観測所は、熊谷水位観測所であり、荒川上流河川事務所が所管している。

利根川の水防警報の対象となる基準観測所で、本市が関係する観測所は、八斗島観測所と栗橋観測所であり、利根川上流河川事務所が所管している。

小山川の水防警報の対象となる基準観測所で、本市が関係する観測所は、八斗島観測所であり、利根川上流河川事務所が所管している。

一方、福川の水防警報の対象となる基準観測所で、本市が関係する観測所は、井殿橋観測所であり、県県土整備部河川砂防課が所管している。

それぞれの水防警報発表の基準となる水位は、洪水予報の基準となる水位と同一である。

３　消防法に基づく火災気象通報

消防本部

熊谷地方気象台長が知事に通報するもので、通報基準は当日の気象状態が次のいずれか一つの条件を満たしたときとする。

① 最小湿度が 25%以下で実効湿度が 55%以下になると予想される場合

② 平均風速が 11m/s 以上、ただし、降雨・降雪中は除く。

③ 最小湿度が 30%以下で実効湿度が 60%以下となり、平均風速が 10m/s 以上になると予想される場合

第２　気象注意報・警報等の伝達

１　伝達系統

統括班

熊谷地方気象台からの発表、切替、解除の伝達については、以下のとおりである。

ただし、荒川・利根川の洪水予報の通知は、国土交通省関東地方整備局と気象庁共同で行い、荒川・利根川の水防警報等の通知は、荒川上流河川事務所、利根川上流河川事務所が行う。

●伝達系統図

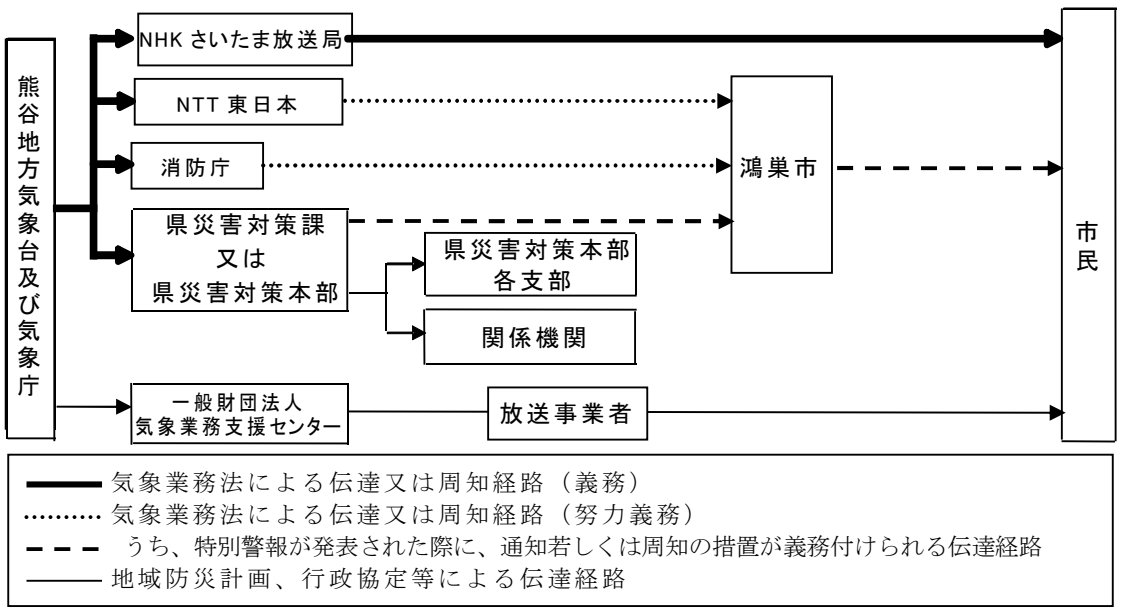

２　通信途絶時の代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、代替経路により伝達する。　統括班

第３　市の措置

１　注意報及び警報等の受理及び伝達

① 市長は、県等関係機関から注意報及び警報等の伝達を受けたときは、関係機関及び市民その他関係のある団体に伝達する。　統括班

② 鴻巣市における注意報及び警報等の受理及び伝達は、統括班が行う。

２　勤務時間外における注意報等の伝達

勤務時間外に伝達される注意報及び警報等の伝達が迅速かつ的確に行われるよう体制を整備する。　危機管理課

（１）当直者の配置

夜間・休日の初動対応機能の確保を目的として、当直として当直職員を配置する。

（２）関係各課の担当者への連絡等

当直者は、注意報及び警報が伝達された場合は、配備体制基準に基づいて、あらかじめ指定された、危機管理課長、防災担当指定職員に連絡する。

なお、大雨洪水注意報及び各種警報が伝達された場合は、当直者は風水害等対策室長等が登庁するまでの間、必要に応じ情報収集、連絡等を行う。

第３節　災害広報・広聴活動

市は、災害発生時に、被災した市民が適切な行動がとれるよう、正確で有用な情報を迅速に広報する。また、被災者等の要望や苦情などの広聴を実施し、効果的な応急対策を行うとともに、総合的な相談・情報提供の窓口を設置し、被災者や市民の要望に適切に対応する。

第１　災害広報資料の収集

情報収集班

災害広報活動を行うために必要な資料として、被害報告によるもののほか、次に掲げるものを作成する。併せて関係機関等の協力を得て収集する。

① 情報収集班の撮影記録担当を派遣して撮影した災害写真、災害ビデオ
② 市職員、県の出先機関、報道機関その他の機関及び市民等が取材した写真及びビデオ
③ 報道機関等による災害現場の航空写真
④ 水防及び救助等応急対策活動を取材した写真、その他

なお、情報収集班は、コールセンター班に対して最新の情報を提供し、市民からの問い合わせに回答できるよう努め、市民に対する災害情報及び応急措置の状況を具体的にわかりやすくとりまとめて広報を行う。

第２　市民への広報

市は、保有する広報媒体を活用して広報を実施する。広報内容については、その文案、優先順位をあらかじめ定めておくとともに、適切な広報手段を選択し広報活動を実施する。

１　広報媒体

情報収集班

① 防災行政無線　② 広報車　③ ハンドマイク
④ インターネット（ホームページ、登録制メール、ＳＮＳ等）
⑤ 携帯電話　⑥ 回覧板　⑦ 掲示板
⑧ 臨時広報紙　⑨ ラジオ　⑩ テレビ埼玉
⑪ Ｌ－ＡＬＥＲＴ（災害情報共有システム）　⑫ 防災ラジオ
⑬ 緊急速報メール　⑭ Yahoo!防災速報

２　広報内容

情報収集班

① 市域の被害状況に関する情報
② 市における避難に関する情報
・避難指示に関すること。

・避難施設の開設に関すること。

③　応急対策活動の状況に関する情報

・救護所の開設に関すること。
・交通機関及び道路の復旧に関すること。
・電気、水道等の復旧に関すること。

④　被災者生活再建支援に関する情報

⑤　その他市民生活に必要な情報（二次災害防止情報を含む。）

・応急給水及び給食に関すること。
・スーパーマーケット、ガソリンスタンド等に関すること。
・電気、ガス及び水道による二次災害防止に関すること。
・防疫に関すること。
・臨時災害相談所の開設に関すること等。

３　相談・情報提供窓口の設置

市民支援班

市は、市役所本庁舎及び支所の玄関ホールなどの一角に相談・情報提供窓口を設置し被災者等の要望や苦情などを受け、相談者が適切な行動がとれるよう、専門の団体や担当部署を紹介したり、正確で有用な情報を提供するなど対応を行う。

４　要配慮者に配慮した広報

情報収集班

市は、広報を実施するにあたっては、視聴覚障がい者に対してのファクシミリやメールによる広報の実施、外国人に対する多言語による広報など要配慮者の情報の受け取り方の特性にも配慮した対策を積極的に推進するものとする。

第３　安否情報の提供

市民支援班
警察署

安否情報は、同居の家族や市内の市民の間だけでなく、市外に居住する家族、縁者、知人、仕事関係者等も広く関心を寄せる事項であり、迅速で的確な情報提供、広報を行う。

第４　報道機関への情報提供

１　情報の提供

情報収集班

市は、報道機関からの取材に対しては、災害対策本部による情報の一元化により、取材に対応する。

２　報道依頼

情報収集班

情報収集班は、災害に関する情報をテレビ、ラジオの報道機関へ報道を依頼する。

第５　被災者に対する広聴の実施

情報収集班
コールセンター班

市は、市民からの問い合わせや各種相談を受け、応急対策全般の実施状況を把握するとともに、他の防災関係機関と連携を図りながら、被災者の要望、苦情等の収集を実施する。必要があれば県に広聴活動の協力を要請する。

第６　災害情報相談センターへの協力

情報収集班
統括班

市は、情報収集や提供等、県が設置する災害情報相談センターの業務に協力する。

第３章　市民の生命の安全確保

第１節　水防活動

市は、河川管理者が実施する水防活動に協力し、市民への周知に努める。

第１　水防体制の確立

統括班
道路等応急復旧班
下水道班
生活物資班
消防団

荒川における水防活動は、荒川北縁水防事務組合（熊谷市・鴻巣市・行田市）及び市がそれぞれの管轄区域の水防活動を行う。荒川北縁水防事務組合においては、副水防団長に鴻巣市消防団長、水防団員に鴻巣市消防団員が位置づけられている。

元荒川をはじめとした市域の他の河川における水防活動について、市は、河川管理者等と連携して実施する。

市は、市内各所に設置されている各排水機場の操作、及び台風等による増水時の消防団出動前の情報収集、巡視等を行うため、必要な水防体制を確保する。

第２　水防活動の実施

１　警戒・監視活動の実施

統括班
道路等応急復旧班
消防団

市は、気象業務法に基づく洪水予報、水防法に基づく洪水予報及び水防警報が発表された場合、直ちに重要水防箇所や荒川以外も含む市域の河川及び、道路冠水の発生しやすい箇所などの警戒・監視活動を実施し、異常な現象を覚知した場合には必要に応じて関係機関に通報する。

通行等に危険がある場所を発見した際は、交通規制や警戒区域の指定を活用した注意喚起を行う。

２　資機材の確保及び水防措置の実施

統括班
消防団

消防団が警戒・監視活動により堤防に漏水等の異常を発見した場合は、分団長を通じて消防団本部へ報告する。消防団本部は災害対策本部へ連絡するとともに、消防団員に対して水防作業（水防工法）を実施するよう指示する。

内水などで住宅への浸水の恐れがある場合は積み土のうにより浸水を防ぐとともに、被害の軽減を目的とする活動を実施する。

３　警戒区域の設定

統括班
消防団

【警戒区域の設定は、第３編風水害対策編第１章第１節第３の２を準用する。】

消防団は、水防上緊急の必要がある場所においては、警戒テープや車両等を活用し、警戒区域を設定して立入の規制を行う。警戒区域を設定した場合は、速やかに

災害対策本部に報告する。なお、人命に危険が及ぶと判断した場合は、自己の安全を十分に確保した上で交通規制を行う。

４　広報活動

情報収集班
消防団

消防団は、消防自動車にて「注意喚起、高齢者等避難、避難指示」周知のため車載マイクなどを活用し広報活動を実施する。

市は、組合等から水防開始の連絡を受けた場合は、直ちに消防機関に周知するとともに、消防自動車・広報車・防災行政無線などを活用し、放送、警笛、伝令などのうち最も有効な方法により事態を周知する。その際、放送、警笛、伝令信号その他の合図は、県の水防に関する規則第４条の規定信号を用いる。

５　避難誘導

統括班
消防団

消防団は、危険と判断した場合、区域の居住者、滞在者その他の者の避難誘導を実施する。

避難者には、避難すべき理由、避難先及び避難路を伝え、必要な場合は、消防自動車への同乗や、ボートによる避難誘導を実施するほか、状況により垂直避難（上階への避難）を促す。

６　後方支援活動

消防団
教育班
生涯学習班

消防団は、水防活動、広報活動及び避難誘導を優先的に行うものとするが、市民の生命、身体を守るため、方面隊や分団の管轄区域外であっても必要に応じて、避難所の職員の依頼に基づいて避難所における後方支援を行う。

第３　決壊時の処置

１　決壊時の処置

（１）通報

統括班

堤防その他の施設が決壊したとき、市長又は消防機関の長は、直ちにその旨を北本県土整備事務所長、荒川上流河川事務所長に通報する。

（２）警察官の出動要請

統括班

堤防等が破堤又は、これに準ずべき事態が予想されるときは、市長は鴻巣警察署長に対して警察官の出動を要請する。

（３）居住者等の水防義務

統括班
消防本部

水防管理者又は消防機関の長は、水防のため必要があるときはその区域内に居住する者、又は水防現場にいる者を水防作業に従事させることができる。

２　避難のための立退き

統括班

国土交通省と気象庁が共同発表する洪水予報河川（荒川、利根川、小山川）の氾濫警戒情報・氾濫注意情報や、県が発表する水位情報周知河川（福川）の避難判断水位到達情報が発表された場合、市は、各浸水想定区域内の市民、要配慮者関連施設の管理者に対し、その旨を周知する。

市長が立退きの通知を指示する場合においては、ただちに知事及び鴻巣警察署長に通知する。

３　水防解除

情報収集班
統括班

水防解除の連絡を受けた市は、市民に周知する。

第２節　土砂災害防止計画

第１　情報の収集・伝達

統括班
情報収集班
県

市及び県は局地的な降雨等の情報把握に努めるとともに、土砂災害の前兆現象及び発生時における災害状況の早期把握に努める。この場合、住民の安全に関する情報を最優先に収集、伝達する。また市及び県は、土砂災害の発生が予想される場合、住民及びライフライン関係者、交通機関関係者等に対し、早急に注意を喚起し、又は警戒避難等の指示、伝達を行うものとし、特に、具体的に危険が予想される危険区域の住民等に対しては、戸別伝達に努める。

第２　避難誘導

統括班
消防団

市は、具体的に危険が予想される危険箇所周辺の住民等に対しては、人命の安全を第一とし、迅速かつ沈着な行動をとり、避難するよう具体的な指導を行う。

また、乳幼児、老人、身体障がい者等の自力避難が困難な要配慮者については、関係施設の管理者のほか、自主防災組織、近隣居住者の協力を得て、迅速かつ適切な避難誘導に努める。

第３　二次災害の防止

統括班
情報収集班
被害認定調査班
資産管理班
道路等応急復旧班
住宅応急復旧班
県

市及び県は、二次災害の発生に備え、次の事項に留意して必要な措置を講ずる。

① 降雨等の気象状況の十分な把握、崩壊面及び周辺斜面、堆積土砂等について、安全に留意した監視の実施。

② 安全が確認されるまで崩壊危険箇所周辺の居住者の避難指示を継続するとともに、警戒区域の設定、立ち入り規制等の実施。

③ 降雨継続時における崩壊危険箇所及びその周辺へのシート被覆、応急排水路の設置、安全に留意した再崩壊防止措置の実施。

④ 市は、人的被害の状況、建築物の被害等の情報を収集するとともに、被害規模に関する情報を含め、把握できた範囲から直ちに県へ連絡する。

⑤ 市は、発災後の降雨等による土砂災害の発生の防止・軽減を図るため、土砂災害危険箇所の点検を行う。その結果、危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り、適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行う。

⑥ 市は、気象、被害の状況、二次災害の危険性に関する情報、安否情報、ライフラインや交通施設等の公共施設等の復旧状況、医療機関などの生活関連情報、交通対策等、被災者等に役立つ正確かつきめこまやかな情報を適切に提供する。その際、高齢者、障がい者、外国人等要配慮者に配慮した伝達に努める。

⑦ 市は、住民の安全を確保するため、被災宅地危険度判定を実施し、被災宅地の二次災害の危険度を判定する。

第３節　避難対策

市は、災害発生時に地区市民等を速やかに避難誘導させるため、高齢者等避難の伝達、避難指示を行うとともに、速やかに避難所を開設し、管理運営に当たる。

第１　実施責任者

避難のための立退きの指示、及び立退き先の指示は、次の者が行う。

ただし、災害の発生により市がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、知事が、避難のための立退きの指示に関する措置の全部又は一部を市長に代わって実施しなければならない。

◆避難指示等の実施者

	実施責任者	根拠法令	適用災害
高齢者等避難	市長	災害対策基本法第 56 条第 2 項	災害全般
避難指示	知事、その命を受けた職員	水防法第 29 条及び地すべり等防止法第 25 条	洪水及び地すべり
	市長	災害対策基本法第 60 条第 1 項	災害全般
	水防管理者	水防法第 29 条	洪水
	警察官	災害対策基本法第 61 条及び警職法第４条	災害全般
	災害派遣を命ぜられた部隊の自衛官（その場に警察官がいない場合に限る）	自衛隊法第 94 条	災害全般
緊急安全確保	市長	災害対策基本法第 60 条第 3 項	災害全般

第２　基準及び伝達方法

１　避難指示等の内容

市長は、次の基準により高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保を発令し、避難対象地域の市民及び滞在者に伝達する。　統括班

◆避難に関する発令の基準と内容

種別	基準	伝達内容	伝達手段
【警戒レベル３】 高齢者等避難	・災害のおそれがあり、事態の推移によっては、避難指示等を実施する必要が予想されるとき。 ・荒川、利根川、小山川、福川の対象となる基準水位観測所の避難判断水位を超え、なお水位の上昇が認められ、高齢者等避難の伝達が必要なとき。 ・その他高齢者等避難の伝達が必要なとき。	①対象者 ②避難の理由 ③避難対象地域 ④携行品その他注意	防災行政無線 広報車 サイレン 口頭伝達 テレビ ラジオ 緊急速報メール等
【警戒レベル４】 避難指示	・当該地域又は土地建物等に災害が発生するおそれがある場合。 ・気象や河川の状況等により、相当規模の災害発生が予測されるとき。(災害救助法の適用基準に匹敵する災害) ・荒川、利根川、小山川、福川の対象となる基準水位観測所の氾濫危険水位を超え、なお水位の上昇が認められ、避難を要すると判断するとき、または、土砂災害警戒情報が発表されたとき。 ・その他市長が避難を要すると判断するとき。 ・条件がさらに悪化し、避難すべき時期が切迫した場合又は現場に残留者がある場合。	①避難対象地域 ②避難理由 ③避難先 ④避難路 ⑤避難後の指示連絡等	
【警戒レベル５】 緊急安全確保	・避難対象地域又は土地建物等に災害が発生した場合		

なお、台風や大雨などによる大規模水害は事前に予測できることから、事前・事後の行動計画を定めた「鴻巣市水害タイムライン」を運用し、夜間において、避難指示等の発令が必要となる可能性がある場合には、避難の難しさを考慮し、上記基準に達しない場合でも市民の安全を守るため迅速に情報発信を行う。また、指定緊急避難場所への移動を原則とするものの、避難時の周囲の状況等により、指定緊急避難場所への移動を行うことがかえって危険を伴う場合等やむを得ないと市民等自身が判断する場合は、「近隣の安全な場所」への移動又は「屋内安全確保」を行うべきことについて、市は市民等への周知徹底に努める。

２　関係機関相互の通知及び連絡

避難の指示者等は避難のための立退きを指示したときは、次の要領に従って関係機関に通知又は連絡する。

（１）市長

統括班

市長は、知事及び鴻巣警察署長に連絡するほか、関係団体に通知する。（注「→」は通知「＝」は相互連絡を示す）

・市長

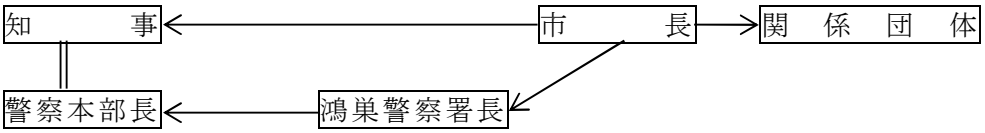

（２）知事又はその命を受けた職員　（洪水の場合）

統括班
県

知事は、市長及び警察本部長、関係団体に連絡する。市長は、鴻巣警察署長と相互連絡する。

・知事又はその命を受けた職員

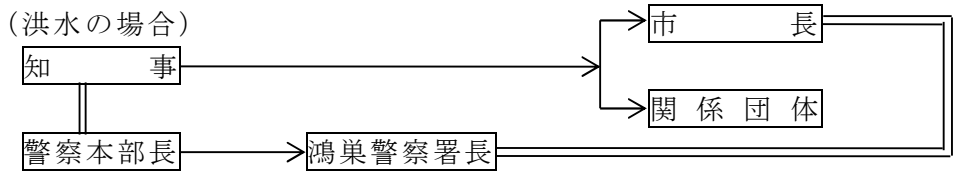

（３）警察官及び自衛官

警察署
自衛隊

警察官及び自衛官は、市長及び鴻巣警察署長に連絡する。

・警察官及び自衛官

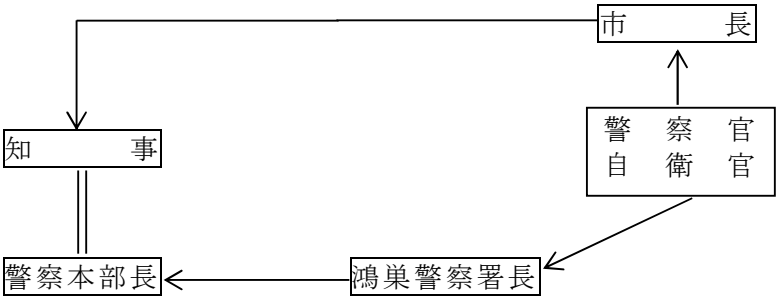

第３　避難誘導

１　避難誘導に伴う伝達内容

統括班

避難誘導する際には、次の内容を明らかにし伝達する。また、市内の各地域、駅・集会所等不特定多数の者が集まる場所等にいる市民に対して防災行政無線等により災害への対応を指示する情報を広報する。特に、台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては、大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで、住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努める。

●河川が氾濫する等の災害が発生したこと。

●災害の拡大についての今後の見通しを伝えること。

●避難誘導や救助・支援への市民の協力を要請することを伝えること。

●誤った情報に惑わされないことを伝えること。

●冷静に行動することを伝えること。

２　避難誘導の流れ

統括班
自主防災組織
消防団

避難に当たっては、自治会単位とし、指定避難所は、小学校の通学区域にある指定避難所を原則とするが、被災状況に応じ最寄りの指定避難所とする。

市は、高齢者、障がい者、妊産婦、乳幼児などの自力避難が困難な人、また地理に不案内な人、日本語を解さない人等の避難行動要支援者の確実な避難のため、自治会や自主防災組織と連携し、安全で迅速な避難を図る。

３　避難順位及び留意事項

統括班
自主防災組織
消防団

（１）避難誘導の順位

避難立退きの誘導は、危険地区の状況等に応じ負傷者、要配慮者を優先して行い、車両の避難は、人員の避難がおおむね終了した後とする。

避難誘導の順位は、概ね次の順位で行う。

・病弱者、障がい者
・高齢者、乳幼児、児童
・一般住民

（２）避難誘導時の留意事項

① 戸締り、火気、電源の始末（ブレーカーを切る。）を周知徹底する。
② 携帯品は、必要最小限とすることを周知徹底する。
③ 避難路は、できる限り危険な道路、橋、堤防、その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。
④ 自主防災組織等と連携を図り、自治会単位等で避難者の誘導措置を講じる。
⑤ 出発、到着の際には「避難者カード」を活用し、人員の点検を行う。
⑥ 危険地点には、状況により誘導員を配置し安全を期する。
⑦ 夜間は、可能な限り投光機、照明器具を使用する。
⑧ 誘導中は、事故防止に努める。

（３）携帯品等の制限

携帯品は、貴重品、若干の食料、最低限の身の回り品等、円滑な立ち退きに支障をきたさない最小限度のものとすることを伝える。

① 食料　② 水筒　③ タオル　④ ティッシュ
⑤ 着替え　⑥ 懐中電灯　⑦ 携帯ラジオ　⑧ 健康保険証などの本人確認資料
⑨ マスク

第４　避難所の設置

市は、災害のため現に被害を受け又は受けるおそれがあり、避難しなければならないものを一時的に収容し保護するため避難所を開設する。

１　避難所の開設

教育班
生涯学習班

（１）安全な地域での避難所開設

市は、浸水想定区域図、過去の災害実績を参考に、雨量などから災害の規模を想定し、避難所開設に留意する。

指定避難所のライフラインの回復に時間を要すると見込まれる場合や、道路の途絶による孤立が続くと見込まれる場合は、当該地域に指定避難所を設置・維持することの適否を検討する。

（２）避難所開設の流れ

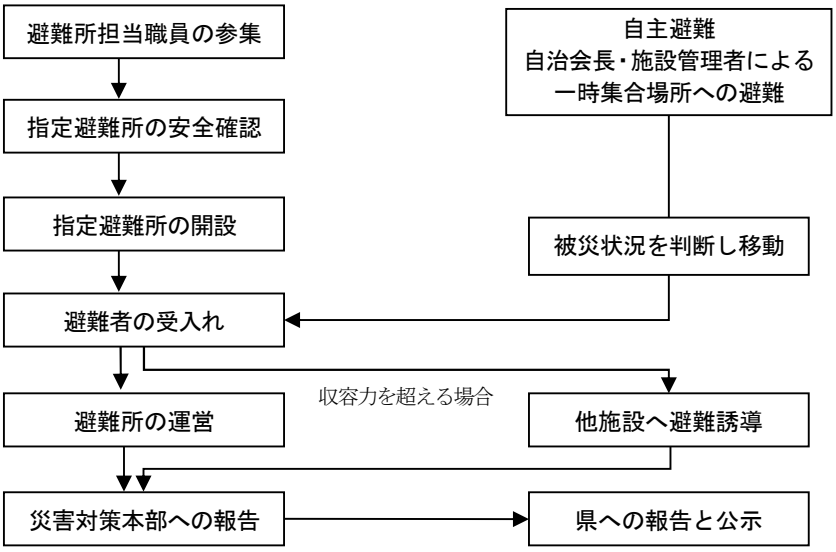

２　避難所開設の報告と公示

統括班

市長は、避難所を開設したときは、その旨を公示し、避難所に収容すべき人を誘導し保護する。

市長は、避難所を設置した場合には、直ちに次の事項を知事に報告する。

①　避難所の開設の目的、日時及び場所
②　箇所数及び収容人数
③　開設期間の見込み

なお、市は、特定の指定避難所に避難者が集中し、収容人数を超えることを防ぐため、ホームページやＳＮＳ等の多様な手段を活用して避難所の混雑状況を周知する等，避難の円滑化に努める。

第５　避難所の運営

１　避難所の運営

市は、長期的な避難が想定される場合、自治会及び自主防災組織と連携しながら、避難所の自主運営に努める。避難所の運営に当たっては、避難所運営マニュアルに基づき開設運営するとともに、以下の点に留意して適切な管理を行う。

（１）避難者名簿等の整備

教育班
生涯学習班

避難所ごとに避難者名簿を作成することにより避難者の氏名、人数等を把握するとともに、食料・物資等の需要を把握し、不足が見込まれる場合には、県、近隣市町村に応援を要請する。

（２）通信連絡手段の確保

教育班
生涯学習班

避難所の開設や運営状況などを把握するため通信連絡手段の確保に努める。

（３）避難所の運営組織

教育班
生涯学習班

避難所ごとに管理責任者を定めることとする。運営に当たっては避難者による自主的な運営を促し、運営組織を設置させる。

また、女性に配慮した避難所運営を行うため、運営組織には女性が参画し、意見を出しやすい仕組みをつくる。固定観念による男女の性差における役割分担を見直す。

避難所運営について専門性を有した外部支援者等の協力が得られるよう努めるとともに、必要に応じ、他の地方公共団体に対して協力を求めるものとする。避難所の運営に当たっては、ボランティアの応援を円滑に活用できるよう、活動環境を整える。

（４）要配慮者や女性、性的少数者への配慮

教育班
生涯学習班
福祉班

高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等の要配慮者や女性、性的少数者に配慮し、男女別更衣室、男女別トイレ、多目的トイレ、授乳場所、クールダウンスペース（障がい者等が気持ちを落ち着かせることができる空間）等を開設当初から設置するように努める。

屋外トイレ等の周辺には、夜間照明を設置するなど、周辺環境も整備する。

セクシャル・ハラスメントや性犯罪を予防するため、更衣室、トイレの設置場所に配慮し、注意喚起に努める。

また、ＬＧＢＴＱなど性的少数者が安心して利用できるよう配慮に努める。

さらに、授乳室や子どものプレイルームのほか、女性だけが集まれる部屋などストレスを和らげる場所を確保するとともに、声かけの実施など、女性や子どもを一人で行動させない仕組みをつくる。

（５）要配慮者等に必要な物資等の整備

教育班
生涯学習班
福祉班
生活物資班

要配慮者等のために必要と思われる物資等は速やかに調達できる体制を整備するよう努める。

◆要配慮者や女性のために必要と思われる物資等の例示

区分	必要な物資等	
高齢者	紙おむつ、尿とりパッド（女性用、男性用）、おしりふき、嚥下しやすい食事、ポータブルトイレ、車椅子、ベッド、老眼鏡、防犯ブザー／ナースコール、義歯洗浄剤	
乳幼児	タオル、紙おむつ、おしりふきなどの衛生用品、哺乳瓶、人工乳首（ニップル）、コップ（コップ授乳用に使い捨て紙コップも可）、粉ミルク（アレルギー用含む）・液体ミルク、お湯、乳幼児用飲料水（軟水）、離乳食（アレルギー対応食を含む）、哺乳瓶消毒剤、洗剤、洗剤ブラシ等の器具、割りばし、煮沸用なべ（食用と別にする）、沐浴用たらい、ベビーベッド、小児用薬、乳児用衣服、おぶい紐、ベビーカー等	
肢体（上肢、下肢、体幹）不自由者	紙おむつ、ベッド、車椅子、歩行器、杖、バリアフリートイレ	
病弱・内部障がい	医薬品や使用装具	
	膀胱又は直腸機能障がい	オストメイトトイレ
	咽頭摘出	気管孔エプロン、人工咽頭
	呼吸機能障がい	酸素ボンベ
聴覚障がい	補聴器、補聴器用電池、聴覚障がい者マーク（スカーフ）、筆談用ミニボード、マジック、文字放送テレビ	
視覚障がい	白杖、点字器、ラジオ	
知的障がい・精神障がい・発達障がい	医薬品、嚥下しやすい食事、紙おむつ、洋式の簡易トイレ、簡易間仕切り、絵や文字で説明するための筆記用具	
女性	女性用下着、生理用品・おりものシート・サニタリーショーツ等の衛生用品、中身の見えないゴミ袋、防犯ブザー・ホイッスル	
妊産婦	マット、組立式ベッド	
外国人	外国語辞書、対訳カード、部屋札用ピクトグラム（絵文字）、スプーン・フォーク、ハラール食、ストール	

（６）生活環境への配慮（衛生環境の維持、プライバシーの確保等）

教育班
生涯学習班
福祉班
保健医療班
環境衛生班

避難所における生活環境に注意し、良好な生活の確保に努め、避難者の状況に応じて間仕切りを工夫し、エリアを設けるなど、プライバシーの確保に配慮する。そのため、トイレの設置状況、段ボールベッド等の活用状況、入浴施設の設置の有無及び利用頻度、洗濯等の頻度、暑さ・寒さ対策の必要性、食料の確保、配食等の状況、し尿及びごみの処理状況、プライバシーの確保状況など、避難所における生活環境の把握に努め、必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

また、被災者の避難状況、避難の長期化等を踏まえ、必要に応じて、旅館やホテル等への移動を避難者に促すものとする。

（７）避難者の健康管理

保健医療班
福祉班

避難生活では、心身双方の健康に不調を来す可能性が高いため、良好な衛生状態を保つよう努め、避難者の健康状態を十分把握し、必要に応じて救護所を設ける。保健師等による避難者支援チームを結成し、避難所での健康相談の実施や、医師会と連携した医療救護班の派遣等の必要な措置をとる。

高齢者や障がい者等の要配慮者の健康状態については、特段の配慮を行いつつ、必要な場合には福祉避難所への移動支援を行う。また、医療機関への移送や福祉施設への入所、訪問介護・居宅介護の派遣等の必要な措置をとる。

（８）避難所における新型コロナウイルス感染症対策

教育班
生涯学習班
統括班
保健医療班

新型コロナウイルス感染症の伝播の恐れがある場合でも、災害の危険性が高まった際に避難所に避難すべき住民が躊躇なく避難できるよう、「避難所の運営に関する指針（新型コロナウイルス感染症に対応したガイドライン）」（令和２年５月埼玉県作成）に沿って、教育班、生涯学習班、統括班、保健医療班が連携し、対策を取るものとする。

（９）避難者と共に避難した動物の取扱い

教育班
生涯学習班
環境衛生班

避難者と共に避難した動物（盲導犬、聴導犬、介助犬を除く）の取り扱いについて、避難所では様々な価値観を持つ人が共同生活を営むことに鑑み、指定避難所の別の部屋等に飼育専用スペースを設置し、飼養させることとする。

その際、人と動物の動線を分けて接点を最小限にしたり、ペット受入れのルールやマナー等について避難者に周知するなど、混乱を避ける対応を行う。

動物への給餌、排泄物の清掃等の飼育・対応は、当該動物を連れてきた者が全責任を負うものとする。また、居室以外の専用スペースで飼養した場合、撤去後に当該動物を連れてきた者が施設を原状復旧させる全責任を負うものとする。

２　避難所外避難者対策

市民支援班
保健医療班

市は、やむを得ず車中等に避難している被災者に係る情報の把握に努めるとともに、避難所等での食料等必要な物資の配付の案内、保健師等による巡回健康相談の実施等保健医療サービスの提供、情報の提供等必要な支援を実施し、生活環境の確保を図る。

３　県職員の派遣要請

統括班

市が避難所の運営に関し、自主運営等の運営指導に関する助言を必要とするときは、県職員の避難所への派遣を要請する。

４　災害救助法が適用された場合の費用等

福祉班

避難所設置の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 24 年埼玉県告示第 1122 号）」による。

第４節　要配慮者の安全確保対策

災害時に身体・生命を守る自衛能力が不足している高齢者、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者、発達障がい者（自閉症等）、難病患者、乳幼児、妊産婦等、また、在宅で介護サービスを受けている高齢者及び言葉や文化が異なり災害時に迅速で的確な行動がとりにくい外国人などの要配慮者の安全を確保する。

第１　在宅避難行動要支援者等の安全確保対策

在宅の避難行動要支援者に対する避難支援については、鴻巣市避難行動要支援者避難支援全体計画に基づき実施する。

市民支援班
福祉班

１　安否確認及び避難支援

（１）安否確認

市は、民生委員、自主防災組織等の協力を得ながら、あらかじめ作成した在宅の避難行動要支援者の「名簿」及び個別避難計画等を活用し、各居宅に取り残された避難行動要支援者の安否確認を実施する。

福祉班

（２）避難行動要支援者の避難支援

市は、避難行動要支援者の安全を図るため、民生委員、福祉関係団体等と協力し、在宅者の所在、状態、緊急連絡先等の把握に努め、避難行動要支援者に対する避難情報の提供や、優先的な避難誘導を実施する。

福祉班

（３）救助活動の実施及び受け入れ先への移送

市は、在宅の避難行動要支援者の安否確認及び避難支援を実施したのち、必要な場合には、在宅からの救助や、一般避難所から福祉避難所等への移送を行う。

① 市民の協力を得ながら在宅の避難行動要支援者の救助を行う。

② 必要な場合には、避難行動要支援者を医療施設、社会福祉施設及び福祉避難所等に移送する。

２　避難行動要支援者の避難生活支援

（１）情報提供

福祉班

市は、在宅や避難所等にいる避難行動要支援者に対し、民生委員、自主防災組織等の協力を得ながら、手話通訳者の派遣、音声情報の提供等を行うほか、ファクシミリ等により、各種の災害情報を随時提供する。

（２）生活支援物資の供給

福祉班
統括班
生活物資班

市は、避難行動要支援者の被災状況を把握し、避難行動要支援者向けの食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資の調達及び供給を行う。

配布を行う際には、配布場所や配布時間を別に設ける。

（３）相談窓口の開設

市民支援班

市は、市役所本庁舎及び、吹上・川里支所に相談窓口を開設する。市民等からの相談は市民支援班が受け付け、相談内容に応じて担当課に割り振る。担当課の各相談窓口には、職員、福祉関係者、医師、相談援助職等を配置し、総合的な相談を実施する。

（４）巡回サービスの実施

福祉班
保健医療班

市は、職員、民生委員、児童委員、介護職員、保健師などにより、チームを編成し、在宅、避難所、仮設住宅等で生活する要配慮者のニーズを把握し、介護、メンタルケア等の巡回サービスを実施する。

（５）福祉避難所の活用

福祉班

市は、社会福祉施設等を福祉避難所として活用し、自宅での生活が困難である避難行動要支援者を移送し、医療や介護など必要なサービスを提供する。

第２　避難所における要配慮者への配慮

１　避難所における生活支援

福祉班
教育班
生涯学習班

（１）生活空間の提供

避難所内に要配慮者のために区画されたスペースを提供するなど配慮する。

（２）女性等に対する配慮

セクシャル・ハラスメントや性犯罪、配偶者間暴力、高齢者や乳幼児等への虐待等が懸念されるため、避難所の状況把握及び相談体制（男女別の相談員）の確保に努める。

なお、相談員の配置や相談窓口の開設・運営に当たっては男女共同参画セミナー参加者や民間団体を積極的に活用する。

（３）性的少数者に対する配慮

さまざまな性自認・性的指向があることを踏まえ、アウティング(性的少数者本人の了解なしに性的少数者であることを他人に暴露してしまうこと)することがないよう配慮を行うとともに、男女のみの性を前提としない多様な視点も持つよう努める。

（４）災害派遣福祉チーム（ＤＷＡＴ）の活動

市は、県による、社会福祉士や介護福祉士、保育士など多職種で構成される災害派遣福祉チームを避難所に派遣し、要配慮者に対して介護や相談業務などの福祉的支援の取組に協力する。

第３　外国人の安全確保

１　避難誘導等の実施

（１）安否確認の実施

統括班
市民支援班

自主防災組織、防災関係組織等の情報を基に、住民基本台帳等を活用し外国人の安否確認をする。安否確認の調査結果は、とりまとめて県に報告する。

（２）避難誘導の実施

統括班

市は、予め用意した原稿等を使用し、広報車や防災行政無線等を活用して外国語による広報を実施することにより、外国人に対する速やかな避難誘導に努める。

２　情報提供及び相談窓口開設

（１）情報提供

統括班
情報収集班

市は、インターネット通信等を活用して情報提供を行う。また、語学ボランティアの協力を得ながら、チラシ・情報誌等の発行による生活情報の提供を随時行う。

（２）相談窓口の開設

統括班

市は、市役所本庁舎内に災害に関する外国人の相談窓口を開設する。相談窓口には、職員や語学ボランティア等を配置し、総合的な相談に応じる。

（３）通訳・翻訳ボランティアの確保

コールセンター班
福祉班

市は、外国人が災害時にも円滑にコミュニケーションが図れるように外国語通訳や翻訳ボランティアなどへの協力を呼びかけ、人材を確保する。

第４　社会福祉施設入所者等の安全確保対策

１　施設管理者の対応

施設管理者

施設管理者は、入所者に対して次のとおり活動することに努める。

（１）施設職員の確保

施設管理者は、緊急連絡網を活用し、職員の動員・参集を迅速に行って緊急体制を確保する。

（２）避難誘導及び受け入れ先への移送の実施

施設管理者は、施設の浸水被害等の危険性が予想された場合には、避難誘導計画に基づき、入所者の救助及び避難誘導を迅速に実施する。

（３）物資の供給

施設管理者は、災害により必要な物資の供給が停止した場合に、食料、飲料水、生活必需品等の備蓄物資を入所者に配布するとともに、不足が生ずる場合は、市に協力を要請する。

２　市の対応

市は、施設入所者の救助及び援助等を次のとおり実施する。

（１）避難誘導及び受け入れ先への移送の実施

福祉班

市は、施設入所者の救助及び避難誘導を援助するため、近隣の社会福祉施設、自主防災組織、ボランティア団体等に協力を要請する。

（２）巡回サービスの実施

福祉班
保健医療班

市は、自主防災組織、ボランティア団体等の協力を得ながら巡回班を編成し、被災した施設入所者や他の施設等に避難した入所者のニーズや状況を把握し、援助を行う。

（３）ライフライン優先復旧

統括班

市は、社会福祉施設機能の早期回復を図るため、ライフライン事業者に対して、電気、ガス、水道等の優先復旧を要請する。

第５節　救急・救助、医療救護活動

風水害においては、早期避難の遅れなどから、浸水、土砂災害、樹木の倒壊、建物の損壊等により、救急・救助及び医療救護を必要とする多数の傷病者の発生が予想される。

そのため、市は、警察や消防機関などの防災関係機関と連携し、救急・救助活動に万全を期するとともに、医療機関等との密接な連携により、迅速な医療救護活動を実施する。

第１　消防機関の救急・救助体制

消防本部

１　救急・救助における出動の原則

（１）救急・救助の必要な現場

救急・救助が必要な現場への出動は、救命効率を確保するため、努めて救急隊と他の隊（救助隊または消防隊）が連携して出動する。

（２）救助活動を必要としない現場

救助活動を必要としない現場への出動は、救急隊のみとし、救命の処置を要する重傷者を優先に出動する。

消防本部

２　救急・救助における活動の原則

（１）傷病者の優先

傷病者の救急搬送は、人命救助を最優先するものであり、救命・救急の処置を必要とする傷病者を優先して医療機関に搬送し、その他の傷病者は、消防団員、自主防災組織等の協力を得て、出来る限り自主的な処置を行わせる。

（２）火災現場付近の優先

延焼火災が多発し、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、火災現場付近を優先に救急・救助活動を行う。

（３）救助効率の重視

延焼火災は少ないが、同時に多数の救急・救助が必要となる場合は、少数の隊員で多数の人命を救助できる現場を優先に、効果的な救急・救助活動を行う。

（４）救命処置必要者の優先

小規模な救急・救助を必要とする事象が併発した場合は、救命効率の高い事象を優先に救急・救助活動を行う。

第２　救急・救助の実施

１　情報の収集等

消防本部

消防機関は、風水害発生の初期段階において、消防団、警察、市民からの通報等から集められた救急・救助に関する要請情報を集約する。

２　救急・救助体制

（１）消防機関の体制

消防本部
消防団

消防機関は、集約した救急・救助の要請情報に基づき、出動場所、出動人員、出動機材等を振り分け、速やかに救急・救助活動を開始する。

消防機関が行う救急・救助活動は、消防団、警察、自主防災組織、協定締結団体等と連携し、救急・救助方法を決定して行う。

消防機関は、救急・救助事案の数、その他被災現場の情報を可能な限り速やかに市災害対策本部に連絡する。

（２）市の体制

統括班

市は、消防機関や警察と連携し、被害情報を把握しながら被害の拡大防止を主眼に、地域の自主防災組織等の協力を得て救急・救助を行う。

（３）防災関係機関等の活動

警察署
自主防災組織
自衛消防組織

警察は、把握した被災状況に基づき、市や消防機関、自主防災組織と連携しつつ、必要な場合には、機動隊等を出動させて救急・救助に当たる。

自主防災組織及び事業所の自衛消防組織は、二次被害の防止に配慮しつつ、発災直後から自主的に救急・救助活動を行う。

（４）協定締結団体との連携

統括班
消防本部

市及び消防機関は、救急・救助に当たり特殊な機械力を必要とする場合、協定締結団体等と連携を図り、救急・救助活動にあたる。

３　他機関への応援要請

消防本部
統括班

市や埼玉県央広域消防本部の救急・救助体制で対応できない多数の事案が生じた場合は、以下の事項に基づき、市又は埼玉県央広域消防本部が他機関に応援を要請する。

① 消防相互応援協定による応援要請
② 知事による応援出動の指示
③ 要請上の留意事項
- 要請の内容
- 応援隊の受け入れ体制

４　災害救助法が適用された場合の費用等

福祉班

災害にかかった者の救助に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 24 年埼玉県告示第 1122 号）」の範囲内において市が県に請求する。

第３　傷病者搬送

１　傷病者搬送の手順

保健医療班
消防本部
県

（１）傷病者搬送の判定

消防機関は、災害現場において救急・救助された負傷者等について、応急処置を行った後、医療救護所にて医療機関によるトリアージの実施結果をふまえ、後方医療機関に搬送する必要があるか否か判定する。

救急搬送が必要と判定された負傷者等については、直ちに救急車等によりその疾患に応じた医療機関へ搬送する。

消防機関の救急車等での搬送が困難な場合には、市が搬送用車両を用意する。

（２）傷病者搬送の要請

市は、市の搬送用車両で対応できない場合は、県及びその他関係機関に搬送用車両の手配・配車を要請する。

県は、重症者などの場合は必要に応じて、県防災ヘリコプターやドクターヘリを手配するとともに、自衛隊に対しても、ヘリコプター等の搬送手段の手配の要請を行う。

（３）傷病者の後方医療機関への搬送

市からの傷病者搬送の要請を受けた県及びその他関係機関は、あらかじめ定められた搬送順位に基づき、収容先医療機関の受け入れ体制を十分確認の上、搬送する。

保健医療班は、市の保有している公用車が使用可能な場合は、必要に応じ公用車により傷病者を搬送する。

２　傷病者搬送体制の整備

保健医療班
消防本部

（１）情報連絡体制

市は、傷病者を迅速かつ的確に後方医療機関へ搬送するため、収容先医療機関の被害状況や、空き病床数等、傷病者の搬送先を決定するために必要な情報が把握できるよう、県及び医師会と連携し災害時医療情報体制を確立する。

（２）搬送順位

市は、地域ごとに、医療機関の規模、位置及び診療科目等を基に、およその搬送順位を決定しておく。

災害発生後は、医療機関の被災情報や搬送経路など様々な状況を踏まえた上で、最終的な搬送先を決定する。

（３）搬送経路

市は、災害発生により搬送経路となるべき道路が被害を受けた場合を考慮し、後方医療機関への搬送経路を検討しておく。

（４）ヘリコプター搬送

市は、ヘリコプター離発着箇所や離発着スペースを考慮した受け入れ可能な医療機関との連絡体制を確立させておく。

第４　医療・助産救護活動

１　医療・助産救護活動

（１）鴻巣市災害時医療・保健活動調整チームの設置

保健医療班

市は災害対策本部が設置され、迅速に医療救護活動を進めるため、鴻巣市災害時医療救護・保健活動マニュアルに基づき、鴻巣保健センター内に、鴻巣市災害時医療・保健活動調整チームを設置する。

（２）市の医療・助産救護活動

保健医療班

市は、必要に応じ鴻巣市医師会の協力により医療救護班を編成し出動するとともに災害の種類及び程度により埼玉県医師会又は北足立郡市医師会に出動を要請し、災害の程度に即応した医療救護を行う。

災害の程度により市で対応できないと認めるとき、又は災害救助法適用後、医療・助産救護の必要があると認めるときは、県及びその他関係機関に協力を要請する。

◆医療救護班の業務内容

ア　傷病者の症状判別（トリアージ）
イ　救護所における傷病者に対する応急処置の実施及び必要な医療の提供
ウ　他の医療機関への搬送の要否及び搬送順位の決定
エ　死亡の確認及び死体の検案
オ　避難所の巡回
カ　その他医療救護活動に必要な措置

県

（３）県の医療・助産救護活動

① 医療救護班の編成、派遣

県は、市から医療救護に関する協力要請があったとき、又は医療・助産救護を必要と認めたときは、関係機関に保健医療活動チームの派遣等の協力を要請する。保健所長は、保健医療活動チームの活動の調整（避難所等への保健医療活動チームの配置の調整、オリエンテーションの実施、医師会等関係者、関係機関等との連絡等）を行う。

また、被災した保健所を支援するため、災害時健康危機管理の指揮調整等に関する専門的な研修・訓練を受けた医師、保健師等による県災害時健康危機管理支援チーム「埼玉 DHEAT」（Disaster Health Emergeny Assistance Team）を派遣する。埼玉 DHEAT は保健所長の下、健康危機管理組織の立ち上げと指揮調整体制の構築、被災情報等の収集及び分析評価、対策の企画立案、DMAT、DPAT、保健師チームなどの保健医療活動チームの受援調整等の業務を支援し、防ぎえた死と二次的な健康被害の最小化を図る。

② 後方医療機関における救護活動

県は、医療救護体制を確保するために後方医療機関を定める。後方医療機関は、救護所及び救急医療機関等で対応できない重傷者等を受け入れ、治療及び入院医療等の救護を実施するものとする。

保健医療班

（４）指定地方行政機関等の医療・助産救護活動

① 日本赤十字社埼玉県支部

日本赤十字社埼玉県支部の医療救護班の出動は、原則として知事の要請によるが、状況に応じて支部長、病院長の判断により出動できるものとする。

医療救護班の業務内容は、「災害救助法の規定による救助又はその応援の実施に関して必要な事項を日本赤十字社埼玉県支部に委託する契約書」に定めたとおりとする。

他都道府県支部からの医療救護班の行動等については、県支部医療救護班と同様の取り扱いとする。

② 埼玉県医師会

災害が発生し、市長又は知事からの協力要請があった場合又は災害状況に応じて必要がある場合は、北足立郡市医師会の指令で出動し、急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施するものとする。

また、医師会が派遣する医療救護班の現場における救護活動については、原則として北足立郡市医師会長が指揮する。

③ 埼玉県歯科医師会

災害が発生し、市長又は知事からの協力要請があった場合、又は災害状況に応じて必要がある場合は、北足立歯科医師会の指令で出動し、急を要する場合は、所属会員の判断で救護活動を実施するものとする。

また、歯科医師会が派遣する医療救護班の現場における救護活動については、原則として北足立歯科医師会長が指揮する。

④ 埼玉県薬剤師会

災害が発生し、市長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、鴻巣市薬剤師会の指令で救護活動に参画する。

また、市長又は知事の要請により薬剤師会が派遣する薬剤師の現場における医療救護活動については、原則として北足立郡市医師会長又は北足立歯科医師会長が指揮する。

⑤ 埼玉県看護協会・看護協会支部

災害が発生し、市長又は知事からの協力要請があったとき、又は災害状況に応じて必要がある場合は、協会長の指令で救護・保健活動に参画する。

また、市長又は知事の要請により看護協会が派遣する看講師の現場における医療救護・保健活動については、原則として北足立郡市医師会長又は北足立歯科医師会長が指揮する。

（５）医療救護活動の原則

保健医療班

原則として、被災地内の診療可能な医療機関は、負傷者の受け入れ体制を整え診療を継続する。

また、診療不能な医療機関については、医療救護班を編成し、あらかじめ定められた医療救護所等で医療救護活動を行う。

（６）帳簿等の準備

保健医療班

この計画により出動した医療救護班等は、「救助の特例等申請様式」に定める様式により、取扱患者台帳及び救助実施状況表を備えるとともに救護活動終了後、医療班出動報告書を市災害対策本部に提出する。

２　精神科救急医療の確保

保健医療班

市は、被災者向けの相談窓口の開設や巡回サービス等の対策活動を通し、環境の急変等から病状が悪化し、緊急に入院が必要な精神障がい者が認められた場合は、県内の精神科医療機関の協力を得ながら、適切な診療体制を確保する。

３　透析患者等への対応

保健医療班

市は、腎臓透析等継続的に医療処置を要する慢性疾患への対応について、マニュアル等の整備を進める。

４　血液等の供給

保健医療班
県

県及び日本赤十字社埼玉県支部は、被災後、直ちに県内血液センターの被災状況を調査し、その機能の保持に努めるとともに、状況に応じて、血液の確保を図る。

５　災害救助法が適用された場合の費用等

福祉班

災害救助法が適用された場合、災害の事態が急迫して知事による医療・助産活動の実施を待つことができず、市が医療・助産活動に着手したときに要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 24 年埼玉県告示第 1122 号）」の範囲内において県に請求する。

第６節　交通対策

災害時における交通の混乱を防止し、警察活動、消防活動、緊急物資輸送等が円滑に行われるよう交通及び公共輸送の運行を確保する。

第１　交通対策計画

警察署
道路管理者

１　交通規制等を行う者

根拠法令	実施者	範　囲
災害対策基本法（第 76 条～第 76 条の４）	公安委員会 警察官 自衛官 消防吏員	・災害応急対策が的確かつ円滑に行われるようにするため緊急の必要があると認めるとき。
道路交通法（第４条～第６条）	公安委員会 警察署長 警察官	・道路における危険を防止し、交通の安全と円滑を図り、交通公害その他の道路の交通に起因する障害を防止するため必要があると認めるとき。
道路法（第 46 条）	道路管理者	・道路の破損、欠損その他の事由により交通が危険であると認められる場合又は道路に関する工事のため、やむを得ないと認めるとき。

２　交通規制対策等

道路等応急復旧班
警察署

交通規制等を行う際には、以下の手続きを実施する。

（１）市が実施する通行制限等

① 道路法による市道の通行の禁止又は制限

市道を、道路法による通行の禁止又は制限を実施する場合、路線名、区間、期間及び理由を明瞭に記載した道路標識等を設置し、当該道路の通行を禁止し、又は制限する。この場合、適当な迂回路を設定し、指示標識等で誘導して一般交通に支障のないよう努める。また、緊急のため、標識の設置が困難又は不可能な場合は、市職員を派遣し、現場で指揮に当たらせる。

他の道路管理者が管理する道路に危険が認められる場合で、当該道路管理者に通報する時間がないときは、警察署に対して道路交通法に基づく規制を依頼し、その後速やかにそれぞれの道路管理者に連絡する。

② 規制の通知

市道について、道路法による交通規制を実施し、又は実施しようとする場合には、あらかじめ警察署長に対して、当該路線名、区間、期間及び理由を通知する。あらかじめ通知する時間がないときは、事後速やかに通知する。

（２）交通規制等の広報及び周知

警察署及び市は、防災関係機関と連携を図り、道路交通状況、交通規制の内容等の交通情報を積極的に提供するほか、あらゆる広報媒体を通じて広報を行い、交通の混雑防止に努める。

（３）通行禁止区域等における義務及び措置命令

① 車両運転者の義務

道路の区間に係る通行禁止等が行われたとき、又は区域に係る通行禁止等が行われたときは、当該車両を速やかに当該道路の区間以外の場所へ移動、又は道路外の場所へ移動しなければならない。移動が困難な場合は、当該車両をできる限り道路の左側端に沿って駐車するなど緊急通行車両の通行の妨害にならない方法で駐車しなければならない。

② 措置命令等

ア 警察官の措置命令等（災害対策基本法第 76 条に基づく交通規制を行う場合）

ａ 警察官は、通行禁止区域等において車両等が緊急通行車両の通行を妨げることで、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれのある場合、車両等の占有者、所有者又は管理者に対し、当該車両等の移動を命ずることができる。

ｂ 命じられた者が措置をとらないとき、又は現場にいないときは、警察官は自ら当該措置をとることができる。この場合、やむを得ない限度において車両などを破損することができる。

イ 自衛官の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、自衛隊用緊急通行車両の通行を妨げることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合には、上記アの警察官と同じ措置をとることができる。

ウ 消防吏員の措置命令等

警察官がその場にいない場合に限り、消防用緊急通行車両の通行を妨げることにより、災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがある場合には、上記アの警察官と同じ措置をとることができる。

第２　緊急通行車両等の確認

災害時は、交通規制により一般車両の通行を禁止又は制限し、緊急通行車両等を優先して通行させる。

１　緊急通行車両等の要件

資産管理班

緊急通行車両等は、次の災害対策基本法第 50 条で規定する事項に該当するものとする。

① 警報の発令及び伝達並びに避難の指示に関するもの
② 消防、水防その他の応急措置に関するもの
③ 被災者の救援、救助その他の保護に関するもの
④ 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関するもの
⑤ 施設及び設備の応急の復旧に関するもの
⑥ 廃棄物の処理及び清掃、防疫その他の生活環境の保全及び公衆衛生に関するもの
⑦ 犯罪の予防、交通の規制その他災害時における社会秩序の維持に関するもの
⑧ 緊急輸送の確保に関するもの
⑨ 前各号に揚げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関するもの

２　確認手続等

資産管理班
警察署

公安委員会が、災害対策基本法第 76 条に基づき区域又は道路の区間を指定して、緊急輸送を行う車両以外の通行の禁止又は制限を行った場合、同法施行令第 33 条の規定に基づく緊急通行車両等の確認手続は、鴻巣警察署で実施する。

市は、「緊急通行車両等確認申請書」による申請等必要な手続を行い、緊急通行車両の円滑な運用を図る。なお、緊急やむを得ない場合等においては口頭により申請をすることができる。

当該車両が緊急通行車両等であると確認されたときは、公安委員会は申請者に対し災害対策基本法施行規則等で定めた「標章」及び「緊急通行車両等確認証明書」を交付する。

３　緊急通行車両等の事前届出

資産管理班
警察署

応急活動を円滑に行えるよう、確認手続の省力化・効率化を図るため、市は、市有車両のうち災害応急対策に従事する車両について、「緊急通行車両等事前届出書」により事前に緊急通行車両等に該当するか審査を申請し、「緊急通行車両等事前届出済証」の交付を受けるよう努める。

また、市は、災害時に公共的団体の車両についても緊急通行車両等として円滑に活用できるよう、公共的団体に対して協力を求める。

第７節　緊急輸送

災害応急対策実施に当たり、人員及び物資等を輸送するため、鉄道、バス、トラック協会などの各輸送事業者と連携し、車両等の調達、配車計画、緊急輸送計画を策定し輸送力の万全を期する。

第１　調達計画

資産管理班

市は、車両等の調達（借上げ自動車の確保を含む。）及び予定数を事前に定めておくものとする。

災害発生時に必要とする車両等が調達不能となった場合には、県に対して調達のあっせん又は人員及び物資の輸送を要請する。

第２　配車計画

資産管理班
統括班

資産管理班が調達した車両等は、人員及び物資の輸送を担当する統括班に優先的に配車する。

第３　緊急輸送計画

統括班
県

県は、緊急輸送に当たっては、防災基地等の防災活動拠点とそれらを結ぶ緊急輸送ネットワークを主たる輸送路として活用した効率的な輸送を実施する計画となっている。

そのため、市は、地域内輸送拠点等の物資拠点を速やかに開設・運営するとともに、防災活動拠点にかかる緊急輸送ネットワークに関しては、効率的な緊急輸送のため、道路等の応急復旧状況、交通規制状況等の情報を把握し、県と相互に連携して広域搬送の一元化の調整を行い、指定避難所等までの輸送体制を確保する。

市の輸送体制は、統括班が中心となり、食料、物資、輸送に係わる各班職員が民間物流事業者と連携した「輸送オペレーションチーム」を編成し、物資輸送に関する情報を一元的に管理し、関係各班と連携して支援物資の配送の指示を行う。

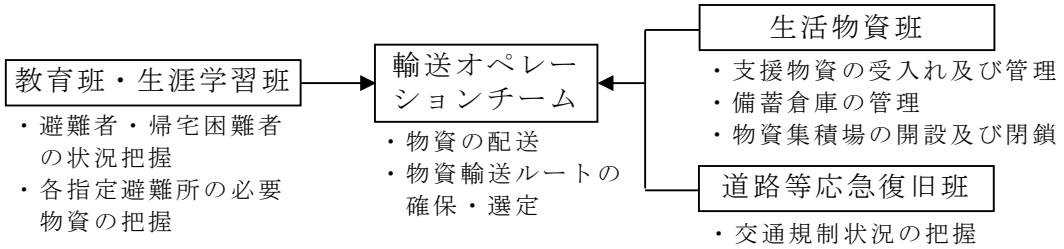

なお、発災直後から民間事業者の稼働状況が確認できるまでの間は、資産管理課所管の車両運行によって物資の配送を補う。

第４　応急救助のための輸送

統括班

輸送の範囲は、次のとおりとする。

- 救助・医療活動の従事者及び医薬品等の物資
- 消防、水防活動等災害の拡大防止のための人員及び物資
- 政府災害対策要員、地方公共団体災害対策要員、情報通信、電気、ガス、水道施設保安要員等初動の災害対策に必要な人員及び物資
- 医療機関へ搬送する負傷者等
- 緊急輸送に必要な輸送施設、輸送拠点の応急復旧、交通規制等に必要な人員及び物資
- 食料、水等生命の維持に必要な物資
- 疾病者及び被災者の被災地外への輸送
- 輸送施設の応急復旧等に必要な人員及び物資
- 災害復旧に必要な人員及び物資
- 生活必需品

第５　災害救助法が適用された場合の費用等

福祉班

市が実施する応急救助のための輸送に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 24 年埼玉県告示第 1122 号）の範囲内において県に請求する。

第４章　市民生活の安定確保の活動

第１節　飲料水・食料・生活必需品の供給

災害時に、被災者及び災害救助に従事する者に対して供給する、飲料水･食料・生活必需品の確保とその供給を実施する。

第１　飲料水の供給

災害のため、飲料水が枯渇又は汚染し、飲料水を得ることができない者に対し、最小限度必要な量の飲料水の供給と給水施設の応急復旧を実施する。

水道班

１　計画方法

市は、市民の飲料水の確保に努め、最低必要量（供給を要する人口×約３ℓ／人・日）の水を確保できないときは、隣接市町又は県に速やかに応援を要請する。

水道班

２　飲料水の供給基準

被災者等に対する飲料水の供給は次の基準で実施する。

（１）対象者

災害により上水道等の給水施設が破壊され、あるいは飲料水が枯渇し、又は汚染し、現に飲料に適する水を得ることができない者。

（２）供給量

災害発生時から３日目までは、１人１日約３ ℓ、４日目以後は約 20 ℓ（飲料水及び炊事）を目標とする。

（３）供給方法

飲料水の供給は、指定避難所に給水所を設け、臨時給水栓及び給水車等による浄水の供給を行い、浄水が得られない場合には、ろ水器機等の活用により実施する。

水道班

３　応急給水資器材調達計画

市は、災害時における応急給水資器材の必要量を調達保有する計画を策定する。

４　給水施設の応急復旧

水道班

（１）被害箇所の調査と復旧

市内の上水道の被害状況の調査及び応急復旧工事は市長が 1 週間以内に完了するよう実施する。

また、公共井戸等の維持管理に努める。

（２）資材の調達

復旧資材は、市の要請に基づいて県があっせんする。

（３）技術者のあっせん

市は、応急復旧工事を実施するため県に技術者等のあっせんを要請する。

５　災害救助法が適用された場合の費用等

福祉班

市が実施する飲料水の供給に要した費用は、「災害救助法による援助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 24 年埼玉県告示第 1122 号）」の範囲内において県に請求する。

第２　災害時における食料の供給

災害時における被災者等に対する食料の給与は、市が実施する。

１　供給の内容

生活物資班

① 被災者及び災害救助従事者に対する給食又は食料の供給

② 米穀の供給機構が混乱し、通常の供給が不可能となった場合、知事の指定を受けて、被害を受けない市民に対して行う米穀等の応急供給

２　供給する食料の種類

生活物資班

上記①にあっては、次のとおりとする。

・米穀（米飯を含む。）、乾パン、食パン等の主食

・漬物、野菜等の副食、・味噌、醤油、食塩等の調味料

・乳児には、調整粉乳

上記②にあっては、次のとおりとする。

・原則として米穀

・消費の実情等により乾パン及び乳製品

生活物資班
統括班

３　食料給与計画の策定

市長は、災害時の食料給与を円滑に行うため、食料の調達（備蓄を含む。）、輸送、集積地、炊き出し及び配分等に関する計画を内容とする食料給与計画を策定する。

４　食料調達計画

（１）事前協議

生活物資班
統括班

市長は、被災者想定（被災者数）に基づく必要数量等により、調達先、調達数量、輸送方法、その他必要事項について、生産者、販売業者及び輸送業者等と協議し、確保する。

（２）米穀の調達

生活物資班
統括班

① 知事への要請

市長は、災害の状況により、米穀小売販売業者の手持精米のみでは不足する場合は、知事に米穀の調達を要請する。

② 応急米穀の緊急引渡しの要請

市長は、交通、通信の途絶等、被災地の孤立化等、災害救助法が発動され応急食料が必要と認める場合は、あらかじめ知事から指示される範囲内で農林水産省生産局に対し、「米穀の買入れ・販売等の関する基本要領」（平成２１年５月１９日付総合食料局長通知）に基づき応急米穀の緊急引渡しを要請する。

（３）その他の食料の調達

生活物資班
統括班

市長は、米穀以外の食料の給与を行う必要が生じたときは、あらかじめ策定した計画に基づいて調達するが、なお不足が生じる場合は、知事に食料の調達を要請する。

（４）県の措置

県

市長が、米穀その他の食料の要請を県に行った場合、知事は、被害の状況等から判断して必要と認めたとき、供給する品目及び数量を決定して調達し、市に供給する。

５　食料の調達体制

生活物資班

生活物資調達班は、災害対策本部が設置され、災害の状況により応急食料が必要と認める場合は、要配慮者に留意して、民間事業者から食料を調達する。

６　食料輸送

生活物資班
統括班

（１）輸送方法等

輸送方法は、原則として貨物自動車による陸上輸送とする。荷姿による積載量は、以下ものとして計算する。

	重量	備考
①玄米紙袋入り	1袋30キログラム入り	精米換算27.3キログラム
②玄米麻袋入り	1袋60キログラム入り	精米換算54.6キログラム
③精米紙袋又はビニール袋入り	1袋10キログラム入り	
④乾パン　段ボール箱入り	1箱128食入り	
⑤アルファ化米　段ボール箱入り	1箱100食入り	10キログラム
⑥乾燥がゆ　段ボール箱入り	1箱50食入り	
⑦クラッカー　段ボール箱入り	1箱70食入り	

（２）輸送の分担

市が調達した食料の輸送及び移動は市長が行う。

県が調達した食料の市の集積地までの輸送は原則として知事が行うこととなっているが、輸送区間、輸送距離等の事情から知事が必要と認めたときには、市に供給する食料については、市長が引き取ることとなっている。

７　災害時における食料集積地

生活物資班
統括班

（１）市の集積地の選定

災害時における食料集積地については、補助避難所の一部とする。所在地、経路等について県に報告する。

（２）集積地の管理

生活物資班
統括班
教育班

集積地ごとに補助避難所の運営管理責任者が食料管理を行う。

８　炊き出しの実施及び食料の配分

（１）炊き出し及び食料の配分場所

生活物資班
教育班

炊き出し及び食料の配分は、指定避難所において実施する。

生活物資班
統括班

（２）県への協力要請

市長は、市が多大な被害を受けたことにより、市において炊き出し等の実施が困難と認めたときは、知事に炊き出し等について協力を要請する。

県

（３）県の措置

知事は、市長から要請を受けたときは、次の措置を講じる。

① 日赤奉仕団等への応援要請

② 集団給食施設への炊飯委託

③ 調理不要な乾パン、食パン等の供給

生活物資班
統括班

（４）実施状況報告

市長は、炊き出し、食料の配分その他食料の給与を実施したとき（県の協力を得て実施した場合も含む）は、実施状況を速やかに知事に報告する。

福祉班

９　災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する炊き出し等による食料の給与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 24 年埼玉県告示第 1122 号）」の範囲内において県に請求する。

第３　生活必需品の供給

災害時に被災者に支給する衣料、生活必需品その他の物資については、その確保と支給を実施する。

生活物資班

１　実施責任者

被災者に対する衣料、生活必需品その他の物資供給の計画の樹立及び実施は、災害救助法の基準に準じて市長が行う。

２　被服、寝具、その他の生活必需品の給与又は貸与

被災者に対する被服等の給与は、次のとおり実施する。

生活物資班

（１）対象者

対象者は、災害によって住家に被害を受け、日常生活に欠くことのできない「被服、寝具、その他の衣料品及び生活必需品（以下「救助物資」という。）」をそう失又はき損し、しかも物資の販売機構の混乱により資力の有無にかかわらず、これらの家財を直ちに入手することができない状態にある者とする。

（２）生活必需品の供給計画

市は、被害想定に基づく必要数量等を把握の上、生活必需品の備蓄数量、品目、備蓄場所、輸送方法並びに調達方法等、生活必需品の調達計画を策定する。

生活物資班
統括班

（３）給与又は貸与の方法

① 生活必需品の調達

救助物資の調達、給与等は、市が行う。市において調達することが困難と認めたときは、県が備蓄物資を放出又は調達し、市に供給することとなっている。

生活物資班

なお、被災地で求められる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意する。また、夏季には扇風機等、冬季には暖房器具、燃料等も含めるなど被災地の実情を考慮するとともに、要配慮者等のニーズや、男女のニーズの違いに配慮する。

② 救助物資の購入計画

市長は、災害状況、被害世帯構成員等に基づき品目等を考慮して購入計画を検討する。

（４）生活必需品等の輸送

市は、調達した生活必需品を指定避難所に輸送する。

生活物資班
統括班

３　災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する生活必需品の給与又は、貸与に要した費用は、「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 24 年埼玉県告示第 1122 号）」の範囲内において県に請求する。

福祉班

第２節　環境衛生

被災地におけるし尿、生活ごみ及びがれきの収集・運搬・処分等を実施し、環境衛生の保全と被災地の早期復興を図る。

第１　廃棄物処理計画

１　実施責任者

環境衛生班
県

市は災害により生じた廃棄物の処理を適正に行う。

県は県内の市町村及び関係団体に対して広域的な支援を要請し、支援活動の調整を行う。また、県は必要に応じ、国及び他都道府県等に支援要請を行う。

２　仮設トイレ等のし尿処理

環境衛生班

市は、被災者の生活に支障が生じることのないよう、し尿のくみ取りを速やかに行う。

必要な仮設トイレの設置に当たっては、障がい者等への配慮を行う。

上水道や下水道の復旧に伴い、水洗トイレが使用可能となった場合には、仮設トイレの撤去を速やかに進め、避難所の衛生環境の向上に努める。

３　生活ごみの処理

環境衛生班

市は、災害発生後の広域処理施設の被害状況や道路交通の状況などを勘案しつつ、遅くとも数日後には収集を開始し、大量に発生した生活ごみの早期の処理に努める。

避難所ごみを含む生活ごみは、仮置場に搬入せずに既存の施設において処理を行う体制とする。

生活ごみ及び仮設トイレ分を含むし尿の回収の収集・運搬・処理体制は、被災後も継続して実施する体制を整備する。

４　がれき等解体ごみ及び片づけごみ等の処理

環境衛生班

市は、危険なもの、通行上支障のあるもの、腐敗性廃棄物等を優先的に収集運搬する。また、市の意図しない場所に片づけごみ等が集積される状況が見られる場合は、適宜巡回し、計画的に収集運搬を行う。選別・保管のできる仮置き場の十分な確保を図るとともに、大量のがれき等の最終処分までの処理ルートを確保する。

応急対応時においても、市は、住民等の協力を得ながら、がれき等解体ごみ及び片づけごみの分別区分を徹底し、今後の処理や再資源化を図る等適正な処理に努める。

５　損壊家屋の解体

環境衛生班

市は、損壊家屋の解体を実施する場合には、解体業者、廃棄物処理業者、建設業者等と連携した解体体制を整備するとともに、必要に応じて速やかに他の地方公共団体への協力要請を行う。

６　環境汚染が懸念される廃棄物の処理

環境衛生班

市は、有害廃棄物を含む廃棄物の飛散防止対策や有害物質取扱い事業所からの混入を防止し、適正な処理に努める。

第２　防疫活動

１　防疫活動組織

保健医療班

市は、発生した季節及び災害の規模に応じ、迅速に防疫活動ができるように保健医療班の組織を明確にし、所要人員の動員計画を作成する。

また、災害時に県及び自衛隊の応援を得られる協力体制を整備する。

２　防疫活動内容

保健医療班

① 患者発生情報の収集と県への報告
② 県の指示を受け、被災地区の家屋及び避難所等の消毒の実施
③ 県の指示を受け、害虫駆除の実施
④ 患者の収容に係る県との連絡調整

３　防疫用資器材の備蓄及び調達

保健医療班

市は、防疫用資器材の備蓄及び調達について次の対応を行う。

① 災害時における防疫業務実施基準に基づいた必要量の確保
② 防疫及び衛生器材等の品質の安全確保
③ 災害対策緊急用医療資器材の整備・充実
④ 関係機関との連携による防疫資材の調達

第３節　遺体の捜索、処理及び埋・火葬

災害により死亡又は死亡していると推定される者については、迅速かつ適切に捜索、収容、検視（見分）及び検案を行い、身元が判明しない死亡者については、適切に埋・火葬を実施する。

遺体の取扱いに当たっては、死者への尊厳に配慮し、人心の安定を図る。

第１　遺体の捜索

市民支援班
警察署
消防本部

遺体及び行方不明の状態にあり、かつ周囲の事情により死亡していると推定される者の捜索は、市が、県・警察署・消防機関等の協力のもとに実施する。

第２　行方不明者に関する相談窓口の設置

市民支援班

行方不明者に関する問合せ等への対応は、市が相談窓口を設置し、警察機関と連携を図りながら実施する。

第３　遺体の処理

１　遺体収容所（安置所）の開設

市民支援班
警察署
保健医療班

市は、川里農業研修センターに遺体の収容所を開設し、遺体を収容する。

２　輸送（遺体発見現場から遺体収容所）

市民支援班
警察署
消防団

市は県に報告の上、警察機関、消防団等の協力を得て遺体収容所へ輸送し、収容する。

３　検視（見分）

警察署
保健医療班

警察官は、検視又は死体調査を行う。

医療救護班（歯科医師）は身元確認に際し、法歯学上の協力を行う。

４　検案

保健医療班

医療救護班（医師）は、検案を行う。また、必要に応じ、遺体の洗浄・縫合・消毒等の処理を行う。

５　遺体の収容

市民支援班

市は、収容した遺体及び遺留品等の整理を行う。

６　一時保管

市は、検視、死体調査及び検案前の遺体や、火葬前の遺体の一時保管を行う。　市民支援班

第４　遺体の埋・火葬

１　埋・火葬の実施

身元が判明しない遺体又は引き取り手のない遺体の埋・火葬は次の基準により市が実施する。　市民支援班

２　埋・火葬の場所

埋・火葬は原則として市内で実施する。　市民支援班

３　他の市町村に漂着した遺体

遺体が他の市町村（災害救助法適用地域外）に漂着した場合、当該市町村は、遺体の身元が判明している場合、原則として、その遺族・親戚縁者又は災害救助法適用地の市町村に連絡して引きとらせるものとするが、災害救助法適用地が混乱のため引き取る暇がないときは、当該市町村は知事の行う救助を補助する立場において埋・火葬を実施（費用は県負担）するものとする。　市民支援班
警察署
保健医療班

４　被災地から漂着してきたと推定できる遺体

遺体の身元が判明しない場合で、被災地から漂流してきたと推定できる場合には、遺体を撮影する等記録して前記に準じて実施するものとする。　市民支援班
警察署
保健医療班

５　葬祭関係資材の支給

次の範囲内においてなるべく棺又は棺材等の現物をもって実際に埋・火葬を実施する者に支給するものとする。　市民支援班

① 棺（付属品を含む。）

② 骨つぼ又は骨箱

６　遺体の埋・火葬の実施

① 火葬に付す場合は、遺体収容所から火葬場に移送する。　市民支援班

② 焼骨は、遺留品とともに公共施設等に一時保管を依頼し、身元が判明しだい縁故者に引き渡す。

７　埋・火葬の調整及びあっせん

身元が判明している遺体の埋・火葬は、原則として、その遺族・親戚縁者が行うものとする。　市民支援班
県

火葬場の損傷、葬祭業者の被災、柩やドライアイス等埋火葬資材の不足等から埋・火葬が行えないと認める場合、市は業者や火葬場等の調整及びあっせんを行う。

また、市が埋火葬資材の不足等により、県に協力あっせんの要請を行った場合、県は、協定締結団体へ協力の要請を行う。

なお、火葬場の処理能力を大幅に超える数の遺体が発見・収容された場合には、他市町村等の協力を得て、火葬を実施する。その際の火葬場までの遺体の搬送については市が負担するものとする。

８　埋・火葬のための資機材の確保

市民支援班

市は、埋・火葬のための資機材を葬祭業者や火葬場等から調達する。

第４節　障害物除去

災害に際して、土砂、立木、放置車両等の障害物を速やかに除去し、被災者の保護と交通路の確保を図る。

第１　住宅関係障害物の除去

１　実施責任者

環境衛生班

災害救助法が適用されたとき、障害物の除去は、市保有の器具、機械を使用して市長が実施する。市の労力又は機械力が不足する場合には、県又は隣接市町村からの派遣を求める。

さらに、相当不足する場合は、市指定関連事業者、建設業協会等からの資機材及び労力等の提供を求める。

２　除去の基準

環境衛生班

被災地における障害物の除去は、次の基準で実施する。

対　象	住家に運び込まれた土石、竹木等の障害物の除去は、以下の条件に該当する住家を早急に調査の上実施する。 ①　障害物のため、当面の日常生活が営み得ない状態にあるもの。 ②　障害物が日常生活に欠くことのできない場所に運びこまれたもの。 ③　自らの資力をもってしては、障害物の除去ができないもの。 ④　住家が半壊又は床上浸水したものであること。 ⑤　原則として、当該災害により直接被害を受けたもの。
除去の方法	作業員あるいは技術者を動員して障害物の除去を行う。
障害物除去対象者の選定基準	①　高齢者単身世帯 ②　母子世帯・父子世帯 以上の世帯を優先して障害物の除去を行う。

３　災害救助法が適用された場合の費用等

福祉班

市が実施する住宅に対する障害物の除去の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 24 年埼玉県告示第 1122 号）」の範囲内において県に請求する。

第２　道路等の障害物の除去

１　道路上の障害物

道路等応急復旧班

市管理の道路上の障害物の除去については、環境衛生班と調整の上、道路法（昭和２７年法律第１８０号）に規定する道路管理者である市長（道路等応急復旧班）が行う。

道路等応急復旧班

２　放置車両対策

大規模災害発生時には、道路の被災等により深刻な交通渋滞や放置車両、立ち往生車両等の発生が懸念され、緊急車両の通行のための最低限の通行空間を確保することもできないといった著しい支障を生じるおそれがある。

平成 26 年 11 月に災害対策基本法が改正され、道路管理者に対して緊急通行車両等の通行の妨害となっている車両その他の物件の移動等に関する権限が付与された。

市は、市が管理する道路について、放置車両や立ち往生車両等が発生した場合に、緊急通行車両等の通行を確保するため緊急の必要があるときは、運転者等に対し車両の移動等の命令を行う。また、運転者がいない場合等においては、自ら車両の移動等を行う。

道路等応急復旧班

３　応急復旧による交通の確保

道路等応急復旧班は、市道にかかる交通確保の緊急性を考慮して、応急復旧順位を設定する。

第３　河川における障害物の除去

河川管理者

河川における障害物の除去については、河川法（昭和３９年法律第１６７号）に規定する河川管理者が行うものとする。

除去する障害物の優先順位については、河川の機能を確保するため、当該障害物が水流を阻害している程度と二次的な災害の発生の可能性を考慮したうえで決定する。

第４　障害物の集積場所

道路等応急復旧班

市における障害物の集積場所は、交通に支障を生じない運動場等とする。

第５　必要な人員・機械器具等の確保

道路等応急復旧班

障害物の除去に必要な人員・機械器具等は、市現有のものを使用するほか、市内建設業者の協力を求めて確保する。

第６　民間建設関連事業者との連携

道路等応急復旧班

障害物の除去に必要な資機材の調達、供給については、市指定関連事業者、市建設業協会等との応援協定の締結に努める。

第５節　動物愛護

市は、災害時に多くの動物が飼い主とともに避難所に避難してくることが予想されるため、動物愛護の観点から、これら動物の保護や適正な飼養に関し、県や県獣医師会、動物関係団体、ボランティア、動物園等との協力体制を確立する。

１　被災地域における動物の保護

所有者不明の動物、負傷動物等は市、県獣医師会、動物関係団体等が協力の上、保護し、県の動物保護施設等へ搬送する。

環境衛生班

２　避難所における動物の適正な飼養

【避難所における動物の適正な飼養は、第３編風水害対策編第３章第３節第５の１（９）を準用する。】

環境衛生班
教育班
生涯学習班

３　情報の交換

市は、県動物救援本部等と連携して、次の情報を受け飼い主に提供する。

- 必要資機材の提供について
- 獣医師の派遣について
- 動物の預け入れ先について

環境衛生班

４　その他

市は、市内において、埼玉県動物の愛護及び管理に関する条例に規定する危険な動物等が逸走した場合は、県に通報し、動物園及び警察の協力を得て収容、管理する。

環境衛生班
警察署

第６節　応急住宅対策

災害による家屋の倒壊、焼失等の被害により、家屋を失い自らの資力で住宅を確保できない被災者に対して、一時的な住居を供給するため、速やかに応急仮設住宅を確保することが必要である。このため、用地確保や設置計画の策定など応急仮設住宅の迅速な供給を行うための体制の整備を推進する。

また、災害により大規模半壊、半焼、半壊、又は準半壊の被害を受けた住宅については、応急修理することで被災者の最低限の生活を当面の間維持する。

第１　被災住宅の応急修理

市は、災害救助法が適用されたとき、災害により住宅が半壊、半焼、若しくは準半壊の被害を受け、自己の資力では応急修理できない者又は、大規模半壊の被害を受けた者を修理対象者として、日常生活に不可欠な部分について必要最小限の修理を行う。

住宅応急復旧班

１　応急修理の実施

（１）実施責任者

被害家屋の被害状況等により修理戸数を決定し、応急修理の実施は、市長が行う。

（２）実施基準

① 修理対象者

災害により住宅が半焼又は半壊し、自己の資力では応急修理できない者

② 修理の範囲

居室、トイレ、炊事場等、日常生活に不可欠の部分について必要最小限度

住宅応急復旧班

２　建設業者及び労務

住宅の応急修理は、市が作成する業者名簿にある建設業者等の協力を得て実施する。

福祉班

３　災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する住宅の応急修理の費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 24 年埼玉県告示第 1122 号）」の範囲内において県に請求する。

第２　応急仮設住宅の供給

応急仮設住宅は、災害発生後に緊急に建設して供与する「建設仮設住宅」及び民間の賃貸住宅等を借り上げて供与する「みなし仮設住宅」があり、公的住宅等で不足した場合に提供する。

災害救助法が適用され応急仮設住宅が必要と認められる場合には、利用可能な公的住宅等の空室の状況や必要な応急仮設住宅の建設戸数を県に報告する。災害時の応急住宅の確保は県が行うものであり、市は県が行う事務を補助することになっている。

１　応急仮設住宅の設置

住宅応急復旧班
資産管理班
県

県は、できるだけ早期に応急仮設住宅を設置する。住宅の提供に必要な資機材の調達等が適正かつ円滑に行われるよう、救助実施市及び関係業界団体等との連絡調整を行う。

市は、応急仮設住宅の設置場所、入居者の選定、維持管理等を行い、公営住宅に準じて維持管理する。

（１）設置戸数の算定

市は、必要な応急仮設住宅戸数を県に要請する。

（２）応急仮設住宅適地の基準

応急仮設住宅の用地を確保する際は、そこに居住する被災者の生活環境をできる限り考慮し、以下の基準に適合した建設予定地を定める。

① 飲料水が得やすい場所
② 保健衛生上適当な場所
③ 交通の便を考慮した場所
④ 住居地域と隔離していない場所
⑤ 土砂災害の危険箇所等に配慮した場所

（３）応急仮設住宅の用地選定

市は、応急仮設住宅適地の基準に従って応急仮設住宅の適地調査を行い、市公有地及び建設可能な私有地の中から応急仮設住宅建設予定地を選定する。

私有地の選定に当たっては、地権者等と協定を結ぶなどの方策を講じる。

（４）応急仮設住宅の建設戸数

応急仮設住宅の建設戸数は、全焼、全壊、流出世帯数を基に算定する。

（５）維持管理

応急仮設住宅の維持管理は、市が県より受託し、市長は、公営住宅に準じ維持管理する。

住宅応急復旧班
県

２　応急仮設住宅の供給

（１）入居者の選定

市は、被災者の状況を調査の上、以下の基準に基づき入居者を決定する。

① 住居が全焼（全壊）又は流出した被災者
② 居住する住宅がない被災者
③ 自らの資力をもって、住宅を確保することができない被災者

※ 選定に当たっては、福祉業務担当者、民生委員等による選考委員会を設置して選定する。

なお、入居に際しては、それまでの地域的な結びつきや近隣の状況や要配慮者及びペットの飼育状況に対する配慮を行い、コミュニティの形成にも考慮する。

（２）入居期間

入居期間は竣工の日から原則として２年以内とする。

（３）要配慮者への配慮

県は、応急仮設住宅を建設する際、建物の構造及び仕様について高齢者や障がい者等の要配慮者の状況を配慮する。

また、市は、入居に際して要配慮者を優先的に入居させるなどの配慮に努める。

住宅応急復旧班

３　応急仮設住宅の建設

市は、次の点を明記した応急仮設住宅の設置計画等を策定し、応急仮設住宅建設を県に要請する。

① 応急仮設住宅の着工時期
② 応急仮設住宅の入居基準
③ 応急仮設住宅の管理
④ 要配慮者に対する配慮（バリアフリー化、福祉仮設住宅など）

第３　災害救助法が適用された場合の費用等

福祉班

知事が直接設置することが困難な場合でその設置等を市長に委任した場合の応急仮設住宅の設置費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成２４年埼玉県告示第１１２２号）」の範囲内において県に請求する。

第４　既存住宅の利用

１　公的住宅の利用

市は、市営住宅の空室の一時入居措置を行うとともに、他の公的住宅の空室の活用を管理者に要請する。

住宅応急復旧班

２　民間賃貸住宅の利用（みなし仮設住宅）

市は、関係団体等に対し災害時の協力について働きかけを行い、市の借り上げにより民間賃貸住宅を応急仮設住宅（みなし仮設住宅）として提供できるよう県に要請する。

住宅応急復旧班

第７節　文教対策

災害時において、幼児、児童・生徒及び学生の生命及び身体の安全に万全を期すとともに、校舎が被害を受けたときの代替的な施設の確保、また、教員が被災した場合の教育実施者の確保や早期の授業再開、継続などの応急教育や被災した児童・生徒等への適切な措置を実施する。

第１　応急教育の方法等

教育班

１　文教施設・設備の応急復旧対策

被害の程度を迅速に把握し、応急処理可能な場合は可及的速やかに補修し、教育の実施に必要な施設・設備の確保に努める。

校舎の全部又は大部分が被害を受け教育の実施が困難な場合は、早急に校舎の再建、仮校舎の建設の計画を立てる。

教育班

２　応急教育実施の予定場所

災害により校舎の全部又は一部の使用が困難となった場合は、学校以外の最寄りの学校、公共施設等の場所を使用して教育を実施する。

教育班

３　応急教育の方法

（１）被災等により学校以外の場所において教育を実施する場合

当該学校以外の場所において教育を実施する場合は、教育環境も異なり通常の教育が実施し難いことが予想されるため、それぞれの実情に応じた措置により授業が継続実施できるよう努める。

（２）臨時休業の措置を執る場合

被害の程度により臨時休業の措置を執ることも予想されるため、授業のできなかった時間については、補習授業等を行う。

教育班

４　給食等の措置

（１）学校給食施設・設備が被災した場合

学校給食施設・設備が被災した場合は、その程度により異なるが速やかに応急修理を行ない給食実施に努める。

（２）保管中の食材料が被害を受けた場合

保管中の食材料が被害を受けた場合は、応急調達の措置を講じる。

（３）避難所として使用される場合

学校が地域住民の避難所として使用される場合は、当該学校給食施設・設備は、被災者用炊き出しの用にも供されることが予想されるため、学校給食及び炊き出しは、調整し実施する。

（４）衛生管理

衛生管理には、十分注意し給食に起因する感染症、食中毒の予防に努める。

５　教育実施者の確保

教育班

教職員の被害に伴い、教育の実施が困難な場合も予想されるため、学校以外の学校教職員の臨時配置等により教育実施者を確保する。

第２　教材・学用品等の調達及び配給の方法

被災児童・生徒に対する学用品の給与は災害救助法の適用基準に準じて行うものとする。

１　学用品給与の実施機関

教育班
県

学用品の調達、配分等は、市が行う。市において調達することが困難と認めたときは、県が調達し、市に供給する。

２　学用品給与の基準

教育班

（１）学用品給与の対象

学用品の給与は、住家の全焼、全壊、流失、半焼、半壊及び床上浸水等により就学上欠くことのできない学用品をそう失又はき損し、就学上支障のある小学校児童及び中学校生徒（特別支援学校の小学部児童、中学部生徒を含む。）に対して行う。

（２）学用品給与の実施

学用品の給与は被害の実情に応じて次に掲げる品目の範囲内において現物をもって行う。

① 教科書（教材を含む。）
② 文房具
③ 通学用品
④ その他の学用品

教育班

３　給付の時期

災害発生の日から、教科書（教材を含む。）については１か月以内、文房具及び通学用品については、１５日以内とする。

福祉班

４　災害救助法が適用された場合の費用等

市が実施する学用品の給与に要した費用は「災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準（平成 24 年埼玉県告示第 1122 号）」の範囲内において県に請求する。

第３　授業料の減免、奨学金貸与の措置

教育班

１　授業料減免の措置手続き支援

市は、被災により授業料の減免が必要と認められる者については、各種証明書の発行等により、学校設置者が行う授業料減免の措置の手続きを支援する。

教育班

２　奨学金等貸与について特別の措置

市は、被災により就学に著しく困難を生じ、奨学金等の貸与を必要と認められる者については、市の入学準備金貸付制度や奨学資金貸付制度の適用について特別の措置を講じるとともに、県や学生支援機構等の奨学金制度の周知を図るものとする。

第４　その他の事項

教育班

１　災害時の対応

災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、児童・生徒の保護者への引渡しを含め、登下校の安全確保に努める。

また、必要な場合には臨時休業の措置を講じる。

教育班

２　学校以外の教育機関の対応

学校以外の教育機関においては、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合は、災害に関する情報の収集に努めるとともに、臨時休所（館）を含む適切な措置を講じる。

教育班

３　児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合

児童・生徒等が被害を受ける事態が発生した場合は、医療機関等への連絡、応急の救助及び手当を行なうなどその万全を期する。

４　教職員の避難所の開設等への協力

教育班

避難所の開設等災害対策に協力し、学校管理に必要な職員を確保し万全の体制を確立する。

５　衛生管理

教育班

学校等においては、保健衛生に十分注意し、建物内外の清掃、飲料水の浄化及び伝染病等の予防の万全を期する。

第５　文化財の応急措置

指定建造物が被災した場合には、市は所有者及び管理者等から被害状況の報告を受けて以下の応急措置を施す。

１　応急修理の実施

生涯学習班

被害の拡大を防ぐため、管理者等と連絡を取り合って応急修理を施す。

２　履屋の設置

生涯学習班

被害が大きいときは、損壊を防ぎ、履屋などを設ける。

３　防護柵の設置

生涯学習班

被害の大小に関わらず、防護柵などを設け、安全と現状保存を図れるようにする。美術工芸品の保管場所が損害を受けた場合には、管理体制及び設備の整った公共施設に一時的に保管する措置を講じる。

第８節　農地・農業の応急対策

災害時、特に水害における農地及び農作物等に対する応急対策を実施し、被害を防御または拡大を防止する。

第１　農地・農作物の応急対策

生活物資班

１　農地の排水

市及び土地改良区等は、農地が被災により当該農地が湛水し自然排水を待つ状況において、復旧工事の施行または農作物の生産に重大な支障を生ずるおそれがある場合は、関係団体と協力し、ポンプ排水及び堤防切開工事等を行い、被害を最小限にとどめる。

生活物資班

２　農業用施設等の応急対策

市及び土地改良区等は、農業用施設等が被害を受けた場合、ため池等の堤防や水路に関する対策工事や排水、重要な農道について仮設道の建設などを行う。

生活物資班

３　農作物等の応急対策

市は農家に対し、農作物への薬剤散布や汚物の洗い落とし、追肥などの実施を指導し、被害を軽減する。

第２　家畜の応急対策

生活物資班

市は、風害については、被害畜舎の早期修理・復旧、外傷家畜の治療と看護、死亡家畜の早期処理による余病の併発防止などの措置を実施する。

また、水害については、畜舎内浸水汚物の排除清掃や畜舎内外の消毒、家畜の健康診断、病傷家畜に対する応急手当、必要に応じ家畜伝染病の緊急予防注射などの措置を実施する。

第５章　大規模水害対策

第１節 大規模水害に係る被害想定

中央防災会議の大規模水害対策に関する専門調査会（平成２２年４月）は、利根川及び荒川の洪水氾濫時の浸水想定とそれに伴う被害想定を実施した。

埼玉県では、これを踏まえ県地域防災計画の中に「大規模水害対策」を掲載した。

本市についても利根川及び荒川の浸水想定区域にあり、大規模浸水被害が想定されている。そのため、市地域防災計画においても大規模水害対策を掲載する。

第１　県計画における浸水想定

県計画における浸水想定の概要は次のとおりである。

１　利根川

（１）首都圏広域氾濫

昭和 22 年カスリーン台風洪水による浸水被害と同じ氾濫形態に相当し、数日にわたって浸水域が拡大して都区部まで氾濫流が達する場合がある。利根川の洪水氾濫では最大の被害となり、浸水面積が約 530 ㎢、浸水区域内人口が約 230 万人と想定される。

（２）渡良瀬貯留型氾濫

渡良瀬川、利根川に挟まれる地域の標高が周辺より低く、氾濫水が利根川と渡良瀬川の堤防に囲まれた範囲で貯留されるため、最大浸水深が５ｍを越え、建物の３階まで浸水するなど浸水深が深くなる地域がある。（加須市北川辺地区）

（３）古河・坂東沿川氾濫

利根川の左岸側にある猿島台地により利根川沿いに浸水範囲が限られるが、渡良瀬川貯留型氾濫と同様に５m以上浸水する地域がある。

◆各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口（利根川）

条件：ポンプ運転:無、燃料補給:無、水門操作:無、排水ポンプ車:無、流域平均雨量:約320㎜/3 日

類型名	想定決壊箇所		浸水面積（㎢）	浸水区域内人口（人）
①本庄・深谷沿川氾濫	本庄市山王堂地先	右岸 182.5km	約 25	約 19,000
②首都圏広域氾濫	加須市弥兵衛地先	右岸 136km	約 530	約 2,300,000
③野田貯留型氾濫	野田市台町地先	右岸 118.5km	約 55	約 61,000
④伊勢崎・太田沿川氾濫	太田市大館地先	左岸 172.5km	約 70	約 43,000
⑤渡良瀬貯留型氾濫	千代田町舞木地先	左岸 159.5km	約 140	約 100,000
⑥古河・坂東沿川氾濫	古河市中田地先	左岸 132km	約 130	約 110,000

２　荒川

（１）元荒川広域氾濫

かつて荒川の流路のあった元荒川沿いに氾濫が拡大し、荒川の洪水氾濫の中では浸水面積が最大である約 200 ㎢と想定される。

（２）荒川左岸低地氾濫

荒川の浸水想定の中では浸水区域内人口が最大である約 160 万人と想定される。

（３）荒川右岸低地氾濫

決壊箇所付近の一部の地域で浸水深が 5m以上に達するとともに、浸水域が大手町、丸の内、有楽町等の都心部に達する。

（４）江東デルタ貯留型氾濫

浸水域が荒川と隅田川に囲まれたデルタ地帯で一部にゼロメートル地帯を含むことから、浸水深５m以上の地域が多く生じる。

◆各類型別代表決壊地点と浸水面積及び浸水区域内人口（荒川）

条件：ポンプ運転:無、燃料補給:無、水門操作:無、排水ポンプ車:無、流域平均雨量:約550㎜/3日

類型名	想定決壊箇所		浸水面積（㎢）	浸水区域内人口（人）
①元荒川広域氾濫	鴻巣市大芦地先	左岸70km	約200	約450,000
②荒川左岸低地氾濫	川口市河原町地先	左岸21km	約170	約1,600,000
③入間川合流点上流氾濫	川島町山ヶ谷戸地先	右岸53.2km	約39	約70,000
④荒川右岸低地氾濫	北区志茂地先	右岸21km	約110	約1,200,000
⑤江東デルタ貯留型氾濫	墨田区墨田地先	右岸10km	約90	約1,000,000

注：表中の　　の箇所は最大値を表す

第２　基本方針

大規模水害対策については、平成２４年９月、国の中央防災会議で「首都圏大規模水害対策大綱」が策定され、首都圏大規模水害対策協議会で、避難準備や避難のあり方及び応急対応のあり方が検討されている。

県及び市は、大規模水害による被害を軽減するため、次の対策を講じる。

- 適時・的確な避難の実現
- 応急対応力の強化と重要機能の確保
- 地域の大規模水害対応力の強化
- 氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減
- 防疫及び水害廃棄物処理対策

１　適時・的確な避難の実現

（１）取組方針

利根川、荒川のいずれについても、広域かつ大規模な浸水が想定される。さらに域内全体が浸水する市町が存在する。

堤防決壊箇所付近等では氾濫流到達までの時間が短いが、その一方で、氾濫流が到達するまでに数日間を要する地域が存在する。

大規模水害の特性を踏まえ、適時・的確な避難が実現できるよう対策を講じる。

（２）市や消防機関の役割

- 浸水が想定される地域の脆弱性と避難分析
- 大規模水害リスクに関する情報の普及啓発
- 避難に係る情報発信
- 広域的な避難指針等の策定
- 避難指示等の発令基準の改善
- 確実な避難の実施
- 孤立者の救助体制の整備
- 入院患者等の広域受け入れ体制の確保

（３）具体的な取組内容

① 浸水が想定される地域の脆弱性と避難に関する調査・分析

国や県及び市は、浸水深別、浸水継続時間別の居住者の分布状況や避難行動要支援者の分布状況、病院や介護・福祉施設の分布状況等を把握し、地域の脆弱性を分析する。

また、浸水しない地区にある避難所、高台、広場等の緊急避難先の位置や収容可能人数を把握し、避難ルートや避難手段、避難に要する時間等を調査・分析する。

② 大規模水害リスクに関する情報の普及

県及び市は、住民が大規模水害の危険性を認識し、水害に備えるため、想定される浸水深や浸水継続時間等の情報、孤立時に停電や断水等により著しく生活環境が悪化し生命や健康に問題が生じる可能性など、具体的な被災イメージを地域住民にわかりやすく提供する。

③ 適時・的確な避難に結びつく情報発信

住民が自ら避難行動の適時・的確な判断ができるよう、県及び市は、台風の強度や進路、雨量、河川水位、堤防の決壊状況、堤防決壊後に予想される氾濫拡大の様相、避難ルートや安全な場所等の情報を、様々なメディアを使ってわかりやすく発信する。

④ 適時・的確な避難指示の実施

市は、各地の浸水までの時間に対して、避難準備時間や移動時間を含めた必要避難時間を把握し、避難指示の発令基準の改善を図る。

また、雨量、河川水位、気象警報・指定河川洪水予報の発表状況等を適宜取得し、適切な避難指示等の発令のタイミングや対象地域等を検討する。

⑤ 域外避難場所・避難所の確保

市は、大規模水害により指定緊急避難場所や指定避難所が使用できなくなる可能性が高い場合は、他の市町村域にある避難施設の利用を検討し、協定締結を含め事前に調整を図るものとする。

県は、緊急避難場所や避難所の相互利用が図られるよう、市町村を支援する。

⑥ 避難支援

市は、避難率の向上を図り、避難に係る情報の重要性が確実に住民に理解されるよう方策を検討する。また、伝達にあたっては、消防本部、警察、消防団、自主防災組織等が連携し、住民に直接伝達できるような体制を整える。

その際、支援者側の安全が確保されるよう、十分留意する。

⑦ 広域避難に向けた検討　【県（危機管理防災部）、市町村】

市は、市域を超える広域避難及び広域一時滞在を円滑に実施するため、県や市町村間で整合性のとれた避難方針や避難シナリオ、避難計画等を策定し、実施体制を整備する。

また、市町村間の避難者受け入れ協定の締結や、受け入れ対象となる水害時に利用可能な避難所の指定を促進する。

⑧ 孤立者の救助体制の整備

県及び市、防災関係機関は、孤立者の確認を迅速に行うため、ボートやヘリコプター等による孤立者の所在確認体制及び救助体制を整備する。

⑨ 入院患者等の広域受け入れ体制の確保

浸水が想定される地域にある病院及び介護・福祉施設等は、広域搬送まで含めた患者又は施設入所者の搬送・受け入れに関する計画等を作成するなど、広域搬送に必要な体制の整備に努める。

県及び市は、医師会等と連携しつつ、広域的な患者又は施設入所者の搬送の調整を行い、搬送先を選定・指示するための情報連絡系統の整備等を検討する。

２　応急対応力の強化と重要機能の確保

（１）取組方針

大規模水害における広域避難等に対応するための応急対応力を強化するとともに、災害応急対策のために必要な警察、消防、水防、県、市町村その他の機関の施設及び排水施設の機能維持を図る。

（２）市や消防機関の役割

・応急対応力の強化
・排水施設の耐水性の強化
・管理する施設の耐水性の強化

（３）具体的な取組内容

① 堤防決壊後の氾濫情報の収集・分析・共有

県及び市は、浸水地域や浸水深等の情報を速やかに収集し、関係者間で共有するための体制を整備する。

大規模水害の発生により、市が被災し、被害状況等の報告ができなくなった場合には、県が情報収集のために必要な措置を講じる。

② 防災活動拠点の浸水危険性の把握

防災関係機関及び病院等は、庁舎、消防署、警察署、病院等の大規模水害時における浸水危険性を把握し、止水対策及び水防体制の実施について検討する。

また、業務に著しく影響が生じる可能性が高い電源設備、情報通信機器、ポンプ停止に伴う断水等、停電時の影響を検討し、影響回避のための対策を講じる。

③ 業務継続計画（BCP）の策定及び推進

市は、大規模水害時に災害対応と並行して継続すべき優先業務について、業務継続計画の策定に努める。

３　地域の大規模水害対応力の強化

（１）取組方針

自主防災組織や水防団を育成強化することにより、地域における共助による大規模水害対応力の強化を図る。

（２）市や消防機関の役割

・自主防災組織の育成強化
・水防団の育成強化
・事業継続に有効な重要設備の配置見直し

（３）具体的な取組内容

① 避難行動力の向上

県及び市や防災関係機関は、自主防災組織の組織化の促進、自主防災組織や水防団、消防団等への水防資機材の配備など、地域の防災体制の強化を図る。また、個人や地域コミュニティ向けの研修や防災教育の充実や避難シナリオの周知を図るとともに、大規模水害時の避難訓練等の導入を検討する。

② 水防活動の的確な実施

県及び市は、水防団員の確保や水防訓練の充実を図るとともに、大規模水害を想定した活動内容や最新技術も取り入れた効率的・効果的な水防対策を検討する。

③ 事業継続に有効な建築構造・設備配置

県及び市は、事業継続に必要不可欠な電源供給・配給設備、情報通信機器等について、水害に強い構造や施設配置に努める。

４　氾濫の抑制対策と土地利用誘導による被害軽減

（１）取組方針

国や県及び市は、大規模水害の発生を回避するため、総合治水対策を推進する。また、計画的な土地利用を進めることで、浸水被害を受けにくい地域を形成するため、土地利用に係る各種制度を適切に運用し、土地利用誘導を図る。

（２）市や消防機関の役割

・総合治水対策の推進
・排水対策の強化
・土地利用に係る各種制度の適切な運用による計画的な土地利用の促進
・土地利用誘導による被害軽減

（３）具体的な取組内容

① 治水対策の着実な実施

国や県及び市は、既存施設の適切な維持管理や将来の気候変動による影響への対応も視野に入れた治水施設等の整備・保全・修理を着実に実施し、水害発生リスクの軽減に努める。

② 排水対策の強化

国や県及び市は、排水施設の設置状況や耐水状況、能力等を把握し、氾濫水の排水時間を検討する。

また、大規模水害時での排水機能継続性を確保するため、燃料供給体制の整備に努める。

③ 土地利用誘導による被害軽減

県及び市は、住民が住宅等を建築する際に参考となるよう、洪水ハザードマップ等の表示により、各地域の想定浸水深や家屋倒壊等氾濫想定区域の浸水危険性に関する情報の周知・広報に努める。

また、床面の高さが想定浸水深以上となる居室を設けるなどの建築方法の工夫や住まい方についても、理解を促進する。

さらに浸水危険性の高い地域では、公的施設の建築方法の工夫や避難場所として活用できる公園等の整備など、まちづくりと一体となった対策等を検討する。

５　防疫及び災害廃棄物処理対策

（１）取組方針

国や県及び市は、大規模水害の発生後、復旧段階における防疫作業を着実に実施する体制を整備するとともに、衛生環境の保全のため、水害に伴って発生する災害廃棄物、特に片づけごみについては、水が引いた直後には回収等の体制を構築、分別区分を住民等の協力のもと徹底し、適切な処分を行う体制を整備する。

また、衛生環境の保全のため、生活ごみ及びし尿の回収体制を発災直後から継続又は再構築する体制を整備する。

（２）市や消防機関の役割

・防疫作業の実施
・災害廃棄物の処理体制の整備及び実施
・生活ごみ及びし尿の処理を継続する体制の整備及び実施

（３）具体的な取組内容

① 災害廃棄物の仮置き場所の候補地の選定

【災害廃棄物の一時保管場所の確保については、第２編共通編第３章第３節第３の３（２）を準用する。】

② 災害廃棄物等の適正処理の体制の確保

【災害廃棄物等の適正処理の体制の確保については、第２編共通編第３章第３節第３の３を準用する。】

③ 生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保

【生活ごみ及びし尿の適正処理の体制確保については、第２編共通編第３章第３節第３の１及び２を準用する。】

④ 広域連携による廃棄物処理

【広域連携による廃棄物処理については、第２編共通編第３章第３節第３の３（１）を準用する。】

⑤ 衛生環境の確保

県及び市は、避難所等の衛生管理や住民の健康管理のため、消毒液の確保・散布、医師による避難者の検診体制の強化、トイレの確保対策、ごみ収集対策等、被災地の衛生環境維持対策を検討する。

⑥ 広域連携による衛生環境の確保

県及び市は、大規模水害時に必要な人員・資機材等が不足することに備え、他の地方公共団体や関係団体等との協力関係に基づく相互融通について、その実施体制と実施手順をあらかじめ検討する。